

〔論 説〕

オリンピックと LGB (上)

「あの東京オリム^{ママ}ピックだけはしないほうがよかった」
 (池波正太郎)¹

佐 藤 義 明²

はじめに

本稿は、女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual) ——LGB と呼ぶ——の権利保障と、2020 年に開催される予定のオリンピック・パラリンピック大会 [以下、オリンピック大会と略称する] との関連について検討する。2011 年 12 月 6 日の演説で合衆国のヒラリー・クリントン国務長官が定式化したように、「同性愛者の権利と人権

-
- 1 池波正太郎『池波正太郎の春夏秋冬』(1995 年) 83 頁。池波正太郎『散歩のとき何か食べたくなって』(1981 年) 106, 127, 177-178 頁も参照。池波の述懐の対象である 1964 年夏季大会のスローガンは「住みよい東京都の建設」であったが、大会と関連しない課題は放置されたといわれる。石坂友司「国家戦略としての 2 つの東京オリンピック：国家のまなざしとスポーツの組織」清水論編『オリンピック・スタディーズ：複数の経験・複数の政治』(2004 年) 108, 118-119 頁参照。「住みよい」環境は、「空間の履歴」を保存し、「世代を超えた共通の記憶物」である風景を前提とする。しかし、1964 年夏季大会は、風景を保護するどころか破壊したのである。宮田安彦「2020 年東京オリンピックが『成熟社会』のシンボルとして記憶されるために：その祭りの機能に着目して」杉山茂他編『オリンピックは社会に何を遺せるのか』(2016 年) 92, 95-96 頁参照。池波は、大会後の東京は「江戸」を失ったと繰り返し慨嘆している。
- 2 本稿は、2017 年 10 月 22 日に開催された国際法学会第 3 回市民講座における講演に基づく。コメントを下さった早川吉尚教授に感謝申し上げる。

とは1つの同じものである。…同性愛者の権利は人権であり、人権は同性愛者の権利である」³。しかし、LGBの権利は、すべての国において同性愛者と差別なく保障され、すべての社会において尊重されているというわけではない。日本においても、法的・社会的な差別が残存している。2020年大会は、このような状況を改善する契機になると期待されている。本稿は、オリンピック大会を招致し、ホストするために公金を支出することが正当化されうるとしたら、さまざまな正当化の試みのなかで、このような社会変革の機能こそが相対的に最も説得力の高いものであることを明らかにするとともに、現在の日本では、LGBの権利の十分な保障とその尊重の促進は、そのような社会変革として最も喫緊の課題の1つであることを明らかにしようとするものである。

本稿は、まず、他にも多数存在する私法人の開催するイベントのうち、都や国がオリンピック大会を招致し、ホストするために公金を支出する際には、それを正当化する説明責任（accountability）を負うという前提を確認する（Ⅰ）。そして、そのような説明責任を果たす試みにはさまざまなものがありうるが、そのなかでもとりわけ重要である、平和への貢献、教育効果、経済効果、スポーツの振興および社会変革に正当化の根拠をみいだそうとする試みの妥当性を検討する（Ⅱ）。つぎに、LGBの権利に関する法的・社会的な現状を確認する（Ⅲ）。続いて、スポーツとオリンピック運動におけるLGBの取り扱いを検討する（Ⅳ）。最後に、2020年大会が日本におけるLGBに対する差別の解消と、その権利の法的保障と社会的尊重の促進のために効果をもたらすのか、そして、もちうるとしたらそれはどのようなものであるのかについて検討する（Ⅴ）。

I オリンピック大会の招致・ホストについての説明責任

(1) オリンピックとIOC

オリンピック大会を招致し、ホストするために都および国が公金を支出することについては、どのような正当性があるのか問われてきた。というのも、オリンピック大会は、スイス民法に基づいてスイスで登録された私法人である国際オリンピック委員会（IOC）が開催する興業であり、都や

3 Remarks by Secretary of State Hillary Rodham Clinton, Dec. 6, 2011, available at <https://geneva.usmission.gov/2011/12/06/free-and-equal/>.

国はそれをホストする、すなわち、種々の便宜を供与するにすぎないからである。IOCは、100年以上、法人格をもつことなく活動してきたが、2000年に「非営利法人」として登録し、初めて非営利法人に対する法的規制に服することになったのである。オリンピック憲章第7.2条は、「オリンピック競技大会はIOCの独占的な資産である」としている。IOCは、同憲章を含むオリンピック関連の規則を解釈する権限をもち、IOCによるそれらの解釈と実施を監督する機関は存在しない。それゆえ、IOCは、いわば立法者、行政官、裁判官のすべてを兼ねており、同憲章を含むいかなる規則も「破る」自由をもつという意味で、「IOCはそれ自体が法律である」といわれるのである⁴。

「非営利」という概念について、国際的に確立した定義は存在しない。そこで、IOCがスイス民法の下で「非営利」の法人として扱われているとしても、どのような意味で「非営利」であるのかは、同法の規定とIOCの実態を検討しなければ理解することができない。ところが、IOCの財務の詳細は2015年まで公表されていなかった。例えば、2008年には、307人の職員の人件費として5590万ドルを計上したとされたが、役員が得た金銭の額は公表されていなかった⁵。たしかに、IOCは、その収益を、株主のような出資者には分配していない。その代わりに、それを関係団体に分配している。すなわち、国際競技連盟(IF)、各国の国内オリンピック委員会(NOC)——日本では、日本オリンピック委員会(JOC)——、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)そしてスポーツ仲裁裁判所(CAS)などである⁶。IOCは、オリンピック運動に係わる資金を調達し、それを分配する役割を担っていることから、いわば現代の「勸進興業師」⁷であるといわれる。そして、この機能は、IOCが関係団体に

4 ジェフリー・ミラー、宮川毅訳『オリンピックの内幕：聖火は永遠か』（1980年）214, 232-233頁参照。

5 See Tripp Mickle, IOC Cashes in on Beijing, *Sports Business Journal*, Vol. 12, No. 12 (2009), p. 27. なお、日本の特定非営利活動促進法第56条は役員報酬規程の開示を義務づけており、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条2項も理事などへの報酬の支給の基準を公表することを義務づけている。

6 See *id.*

7 小泉義之「競技場に闘技が入場するとき」小笠原博毅、山本敦久編『反東京オリンピック宣言』（2016年）216, 226頁。

対して強い権力をもつ基礎になっている。また、IOCは、宣伝や大会の開催を含むさまざまな活動のために広告代理店や組織委員会などと契約を締結し、その役員や職員——巨大な権力をもちかつ高額の金銭を得ていることから「オリンピック貴族」⁸と呼ばれる——に対しても資金調達・分配機能を果たしている。それゆえ、「オリンピック運動は、公共の金を私的な財布の中に——すなわち多国籍企業やメディア産業、そしてマフィアに——運ぶ1つの強力な機械となった」⁹といわれるのである。

IOC自身も、さまざまな委員会を濫造し、委員たちに職務と高額の「経費」を分配している。職務の実態は、しばしば「内容のない話をして時間を潰す」ことだけであるが、職務を配分することによって、それに付随する「経費」も分配しているといわれるのである¹⁰。その「経費」には、ファーストクラスの航空券や出張先の5つ星ホテルの宿泊料などが含まれる。とりわけ、会長は、IOCが借り上げるローザンヌの5つ星ホテルのスイートルームに居住することが認められるうえ——1998年に、その賃料は1年間で約20万ドルに達していた——¹¹、2014年には、24万3000ドルの「経費」の支出も認められたといわれる¹²。これらの「経費」のうち機能的に必要な経費を超える部分は、実質的には、収益の分配に当たると考えることもできる。そうであるならば、IOCの活動は、「経費」

8 本間龍『ブラックボランティア』（2018年）87頁。

9 ヘニング・アイヒベルク「グローバル、ポピュラー、インター・ポピュラー：市場、国家、市民社会にまたがるオリンピック・スポーツ」清水論編『オリンピック・スタディーズ：複数の経験・複数の政治』（2004年）32, 43頁。アンドリュー・ジェニングス、野川春夫訳『オリンピックの汚れた貴族』（1998年）410-411頁も参照（「近代オリンピックの功績の1つは、官から民（それも大企業）への富の移転を行ったことだ」と冷笑的に指摘する）。

10 ジェニングス同書84-85頁参照。例えば、「審査委員会」による立候補都市の視察も「たかりツアー」であり、その報告書は立候補都市の実質的な評価をまったくおこなっていないといわれる。同書173-174頁参照。

11 小川勝『オリンピックと商業主義』（2012年）202-205頁参照。

12 アンドリュー・ジンバリスト、田端優訳『オリンピック経済幻想論：2020年東京五輪で日本が失うもの』（2016年）18頁注2参照。IOC委員の報酬は年7000ドル（約84万円）であるものの、理事には900ドル（約11万円）、理事以外の委員にはその半額の日当が支給されるうえ、交通費や宿泊費は別に支払われる。2015年4月3日AFP BB News、available at <http://www.afpbb.com/articles/-/3044404>。

という名目で委員たちがお手盛りで利益を得ることを目的とするものであり、「営利」活動であると考えられることもできる¹³。

(2) オリンピックと関係団体のガバナンス

オリンピック大会の招致・ホストへの公金の支出の正当性が深刻に問われるのは、IOC、JOC、招致委員会——成功しなかった 2016 年大会の招致は「東京オリンピック・パラリンピック招致委員会」が、成功した 2020 年大会の招致は「東京 2020 オリンピック・パラリンピック招致委員会」が担った——、そして、組織委員会——東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会——のすべてについて、ガバナンスや経理に問題があるといわれてきたからである。例えば、「迷走している」2020 年大会について、組織委員会がおこなったエンブレムのコンペの審査員の「偏りは明らか」であり、それが「出来レース」であったという疑義がもたれたことは当然であったといわれる。エンブレムのコンペにおける組織委員会の「醜態はおよそ正視に堪えないものだった」¹⁴といわれるのである。また、招致活動の当事者も認めるように、招致活動の実態については「言えない話が多い」¹⁵といわれる。例えば、1998 年長野大会の招致の際には、「外為法 [外国為替及び外国貿易法]、銃刀法 [銃砲刀剣類所持等取締法] 違反にならないように動いた。… [2020 年大会の招致の際にも、]『レクサス 1 台だ』『図書館を建てて』と、あるような話も、なかったような話も聞いた」¹⁶といわれるのである。なお、歴史的には、招致委員会が IOC 委員たちに高額な金品を贈ったという疑惑や¹⁷、娼婦を含む「女性」

13 なお、IOC と同じくスイス民法の下で登録された非営利法人である国際サッカー連盟 (FIFA) は、会長、事務局長および事務局長代行の 3 人に、5 年間で 7900 万スイスフラン (約 86 億 9000 万円) の金銭を支払っている。2016 年 6 月 4 日日本経済新聞参照。

14 暮沢剛巳『オリンピックと万博：巨大イベントのデザイン史』(2018 年) 224 頁。同書 231-232 頁も参照。この「醜態」は、「責任の所在が明らかでないまま破滅的な戦争へと突入し、…誰も主体的な責任をとらないままに解体された大日本帝国の幻影と重なって見え」るようなものであったといわれる。同書 261 頁参照。

15 一ノ宮美成、グループ・K21『2020 年東京五輪の黒いカネ』(2014 年) 42 頁 (JOC 国際専門部会委員上治丈太郎発言)。

16 同頁。

による「もてなし」をおこなったという疑惑が¹⁸、繰り返し問題とされてきた。

招致活動は、政府関係の法人がおこなうことが多いため、経費、通信記録、取引の実態などが表面化することはなく、それは「IOCの思う壺だ。[IOCはみずからの]委員が収賄を行っていることなど百も承知なのだから」といわれる¹⁹。実際に、例えば、1998年大会の際に、関係者に金品を贈っていたという疑惑が指摘されていた長野オリンピック冬季競技大会組織委員会は、「機密情報」を含んでいたという理由で90冊の帳簿を焼却している²⁰。この行動に倣って、2002年ソルトレイクシティ大会の組織委員会も帳簿を処分したといわれる²¹。この2つの冬季大会の間に開催された2000年大会を招致するために8600万マルクの公金を支出したベルリンの招致委員会も帳簿を処分している。この帳簿には、招致委員会の費用でIOC委員が健康診断を受けたり、IOC委員の飼い犬がワクチンの接種を受けたりしたことが記載されていたといわれる²²。

帳簿の処分は、オリンピック競技のルールでいえば、いわばドーピング検査のために提出されるべき検体を処分する行為に類比しうる行為である。それは、法的に、担当者の背任罪(刑法第247条)などが疑われる行為であると同時に、政治的にも、招致委員会や組織委員会が説明責任を果たすことを拒否したことを意味し、さまざまな疑惑が真実であることを示唆する行為であると考えられる。なお、この点で、1984年夏季大会が終了した後、IOC医事委員会の委員長(IOC委員)が、同大会の際に実施されたドーピング検査の検体が誰のものであるかを特定するための唯一の書類を処分し、ドーピング行為の確定と制裁の決定に進むことを阻止した事例も想起される²³。

17 IOC委員は「オリンピックに群がるハイエナのような存在」であるといわれる。ジェニングス前掲書(注9)79頁参照。

18 1964年東京大会の招致の際に、IOC委員にこのような「もてなし」が与えられたといわれる。同書55-56頁参照。

19 同書160-161頁参照。

20 ジンバリスト前掲書(注12)8,50-51頁参照。

21 同書51頁注43参照。

22 ジェニングス前掲書(注9)254-256,262,267,269-270,274頁参照。

23 同書336,338頁参照。同書330頁も参照。さらに、マイク・ローボトム、岩井木綿子『なぜ、スポーツ選手は不正に手を染めるのか：アスリート不正列

(3) オリンピックと世論

2020 年大会の招致について、世論調査による都民の支持率は立候補の時点で 47% にすぎなかった。都は、2016 年大会の招致活動のために、55 億円の予算を計上し、実際に少なくとも 150 億円をすでに支出していたが²⁴、2020 年大会の招致に向けて、招致活動への支持を増加させるための「招致機運醸成等」の費目だけで 38 億円を支出した²⁵。2020 年大会の招致活動の予算は、都からの 38 億円と招致委員会からの 37 億円を収入としていたが、後者には都の監理団体による寄付という形式の「税金の還流」や、公金というべき宝くじの収益からの寄付が含まれており、また、招致委員会に派遣された都の職員の人件費はこの予算に算入されていないことから、都が招致活動に支出した公金は 38 億円をはるかに超えたと考えられている。なお、この招致活動の公式の決算だけで予算を 15 億円近く上回る 89 億円に膨れ上がっている²⁶。

このような公金による宣伝の結果として、2020 年大会の招致への支持率は 70% に上昇した²⁷。さらに、「どうやって 92% を記録できたのかはちょっとした謎だ。…神ならぬ文科省のみが知る、といったところか」と

伝』(2014 年) 322 頁も参照。なお、オリンピック大会のさまざまな競技における、採点に関する「不正」も繰り返し指摘されている。例えば、ボクシング、スピード・スケート、体操の採点について、同書 220-228 頁参照。

24 この経費の 45% にあたる 66 億 9000 万円は、広告代理店 1 社に支払われている。一ノ宮、グループ・K21 前掲書(注 15) 95, 99 頁参照。

25 同書 95 頁参照。革新新政をつくる会編『転換点にたつオリンピック：異議あり！ 2020 東京オリンピック・パラリンピック』(2014 年) 6 頁も参照。バンクーバーでも、招致活動をおこなうかどうかに関する住民投票の前に、招致活動推進派が反対派の 140 倍の金額(約 70 万カナダドル)を宣伝のために支出した。See Helen Jefferson Lenskyj, *Olympic Industry Resistance: Challenging Olympic Power and Propaganda* (2008), p. 65 (10 ドルあたり招致推進派は 1.2 票を得たが、反対派は 97 票を得たと指摘する)。このとき投票者の約 65% が招致に賛成したが、投票率が 40% であったことから、賛成票を投じたのは有権者の 26% のみであった。ジュールズ・ボイコフ、鈴木直文訳「反オリンピック」小笠原博毅、山本敦久編『反東京オリンピック宣言』(2016 年) 133, 140 頁参照。

26 一ノ宮、グループ・K21 前掲書(注 15) 94-100 頁参照。

27 鶴飼哲「イメージとフレーム：五輪ファシズムを迎え撃つために」小笠原博毅、山本敦久編『反東京オリンピック宣言』(2016 年) 6 頁参照。

指摘されながら、文部科学省は、ホスト都市決定会議の直前の2013年8月の世論調査で「五輪開催が好ましい、という人が92%に上った」と宣言した²⁸。この点について、招致委員会が2012年7月から受け付けた「東京オリンピック・パラリンピック2020(フレフレ)基金」へのインターネットを介した募金が40万8177円に止まり、招致への支持率が92%に上がった「というわりには、極端に低い」ことから、「誰のための五輪なのか、それを問わず語りする象徴的な事実」であると指摘される²⁹。

オランダ政府は、2012年の報告書において、オリンピック大会をホストできるのは、大会のホストに向けて権力と資金を集めることができる非民主国家だけであろうと指摘している³⁰。ここでいう「権力」は、国民の支持を調達する能力を含み、資金を集める能力は、帳簿の処分を不問に付させ、当該資金の用途に関する追及を阻止する能力を含むと考えられる。民主国家においては、1980年冬季大会の招致に成功していたデンバーが、同市が所在するコロラド州の州民投票でホストに反対する票が約60%に達したことを受けてホスト権を返上したことを嚆矢として、住民投票などによって招致から撤退することが多くなっている。例えば、最近だけでも、2022年大会については、ミュンヘンおよびクラクフが、2024年大会についてはハンブルクが、2026年大会については、インスブルックおよびシオン(スイス)が、そのようにして招致活動から撤退している。また、2024年大会については、「世界最高峰の大学群を持つ、教育水準の高い住民たち」の反対を受けて、ボストンが招致活動から撤退している³¹。日本でも、2020年大会の招致活動をおこなうかどうかについて、札幌市は、経費を試算し、公表したうえで、招致活動の是非を問う市民アンケートを実施し、「どちらともいえない」26.9%、「反対」35.3%、「賛成」33.3%、「関心がない」2.3%という結果であったことを受けて、市長が招致活動をおこなわないと決定している³²。なお、都市が推進しようとする

28 結城和香子『オリンピックの光と影：東京招致の勝利とスポーツの力』(2014年)65-66頁参照(強調佐藤)。

29 一ノ宮、グループ・K21前掲書(注15)92-93頁参照。

30 ジンバリスト前掲書(注12)165-166頁参照。

31 ボストンの招致活動からの撤退の経緯について、同書192-203頁参照。

32 革新都政をつくる会前掲書(注25)5,57-59頁参照。

ときに、国が招致活動への支援を拒否することによって、当該都市を招致活動から撤退させる場合もある。例えば、ブラジリアが 2000 年大会を招致しようとしたとき、ブラジル大統領は「政府がこうした馬鹿騒ぎに巻き込まれては困る」と述べて、招致活動から撤退させている³³。オスロが 2022 年大会を招致しようとしたときにも、ノルウェー政府は大会開催に財政保証をおこなわないことを決定して、招致活動から撤退させている。

都民はこれらの都市の住民と対照的な行動をとったことになる。かつて、都知事は、大会の招致への支持率は途上国において高いことが多いとして、その理由は、「途上国の人々にはほかにあまりすることがないからです」と発言した³⁴。この都知事によれば、その支持率が 92% に上ったといわれる都民こそ、「ほかにあまりすることがない」人々であるということになる。この点では、「スポーツ興行に対する、馬鹿々々しい、官能的興奮」は、「国民が、常に群的、盲目的大衆となって盲動する無自覚的群衆となってしまっている」ことを示唆し、「かゝる国民はカーライルから知識と判断とを引き去った盲滅法の『英雄崇拜』である。これほど処置し易い国民はないと同時に、これ位『危険』な国民はないのであるが、その前の場合のみを考えて、後の場合を考えないのが、今日のスポーツ教育である」という指摘がすでに戦前の日本に存在したことが想起される³⁵。

(4) オリンピック大会に向かう動員の構造

皇紀 2600 年の祝賀という意味を与えられていた 1940 年夏季東京・冬季札幌大会のときにも、1964 年夏季大会のときにも、準備段階ではオリンピック大会に対する世論の反応は低調であったといわれる。しかし、「雰囲気としてのオリンピック」が既成事実をつくり、それへの追従が「拳国一致オリンピックムード」を形成し、さらに、「いったん引き受けた以上は」それを完遂しなければならないという「責任論」へと展開したといわれる³⁶。2020 年大会についても、同じ構造が再現しているように見える。オリンピック運動という「感情動員ビジネス」³⁷は、大会の成功が都民と

33 ジェニングス前掲書（注 9）277 頁参照。

34 結城前掲書（注 28）78 頁参照。

35 長谷川如是閑「教育に於けるスポーツの逆用」『教育』1 巻 5 号（1933 年）123、125-126 頁参照。

36 石坂前掲論文（注 1）118 頁参照（強調佐藤）。

国民の共通課題であるとする感情を動員することに成功し、招致と開催の受け入れを自己合理化させているのである。2020年大会組織委員会も、この感情を利用しようとしている。2016年7月に公表された「東京2020：アクション&レガシープラン2016：東京2020大会に参画しよう。そして、未来につなげよう。」において、感じる者も感じない者もあり、感じる者のなかでもその感じようは多様であるはずの「大会の感動と記憶」について、それを後世に語り継がれるべき「心のレガシー」³⁸と呼び、同委員会の意図に従って宣伝されるべき「閉じたもの」にしようとして試みているのである³⁹。

2017年11月15日の時点で、「この期に及んでの[2020年大会の]『中止』や『返上』はあまりに非現実的」であるといわれた⁴⁰。たしかに、この判断は合理的であるかもしれない。しかし、夏季大会よりも規模が小さい冬季大会の場合であったとはいえ、デンバーがホスト権を返上したのは、開催の2年前であった。このことにかんがみれば、開催まで3年近くを残していたこの時点では、招致費用などが埋没費用(sunk cost)であることを認識したうえで、大会のホストのために注ぎ込み続ける予定の公金を他の政策課題に向けるべきではないかと問い直すことは、非現実的な作業であるとまではいえなかったと考えられる。また、オリンピック大会のホストに「もっぱら外在的な批判によって水をさす」ことは避けるべきであるともいわれる⁴¹。しかし、公金の支出について、その合理性を批判することは、大会を開催するIOCや組織委員会にとって「外在的な」批

37 塚原東吾「災害資本主義の只中での忘却への圧力：非常事態政治と平常性バイアス」小笠原博毅、山本敦久編『反東京オリンピック宣言』（2016年）26頁。同論文31頁も参照（視覚と感情を動員するスペクタクルではなく、テクノ・リアリズムに基づく合理的な社会計画ソーシャル・プランニングが必要であると指摘する）。

38 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「東京2020：アクション&レガシープラン2016：東京2020大会に参画しよう。そして、未来につなげよう。」（2016年）88頁。

39 阿部潔「先取りされた未来の憂鬱：東京2020年オリンピックとレガシープラン」小笠原博毅、山本敦久編『反東京オリンピック宣言』（2016年）40, 57頁参照。

40 暮沢前掲書（注14）264頁参照。

41 小澤考人、野田恵子「2012年ロンドンオリンピックから2020年東京オリンピックへの問題提起：レガシー戦略をつうじた未来社会像の構想へ」杉山茂他編『オリンピックは社会に何を遺せるのか』（2016年）16, 26頁参照。

判であるとしても、それに便宜を供与する都や国の納税者にとってはそうではないことが明らかである⁴²。

このような状況で、大会を「やるからには成功させよう」とする消極的加担が増加していると考えられる。それは、「『波風をたてない』ことが『現実』や『真実』よりもはるかに優先させられるという、日本ではもはやあらゆる局面にほとんど例外なく浸透しきったマイクロな心性」⁴³が機能しているからであろう。例えば、日本に現存する最大の競技場の建設費の2.5倍の建設費がかかるものとされている「新国立競技場以外にも…新しいスポーツ施設が続々と建築されるという。仮設や観客席の増設ではなく、数百億円を投じての新築であるから、[大会]以降にも十分活用されなければ宝の持ち腐れになる危険性をはらんでいる」と指摘しながら、活用される見込みがあるかどうかの検証や、それらの施設の維持費がそれらを「宝」どころか負債——シャムの国王が⁴⁴、勢力の強過ぎる臣下の富を消尽させるために、それを下賜し、飼育させた故事によって「白象」と呼ばれる——にする危険性がないかどうかの検証を試みるのではなく、「くれぐれも慎重に進めてほしいと願うばかりである」⁴⁴とする記述には、このような心性が表れているように思われる。というのも、この筆者は、この記述に続いて、スポーツ実践者4人のうち3人が街路でスポーツをおこなっているとして、「巨大で経費が掛かるスポーツ施設より、街路樹に沿った安全な路の方がはるかに市民スポーツの振興には効果が期待できる」と指摘しており⁴⁵、施設の新築そのものに反対であることを示唆しているからである。

42 小笠原博毅「反東京オリンピック宣言：あとがきにかえて」小笠原博毅、山本敦久編『反東京オリンピック宣言』（2016年）249, 257頁参照。

43 酒井隆史「メガ・イベントはメディアの祝福をうけながら空転する」小笠原博毅、山本敦久編『反東京オリンピック宣言』（2016年）80, 89頁。このような心性は、日本特有のものではないかもしれない。例えば、2010年大会を開催したバンクーバー市は条例を制定し、「祝い、祝祭的な環境と雰囲気創造したり促進したりする」ことに反するポスターなどを禁止し、それを撤去する権限を当局に与えている。ポイコフ前掲論文（注25）133頁参照（強調佐藤）。

44 海老塚修「市民のオリンピック・レガシー」杉山茂他編『オリンピックは社会に何を遺せるのか』（2016年）48, 55頁。

45 同論文55-57頁参照。

ホスト都市にひとたび選定されてしまうと、オリンピック大会をなぜ招致するのか、どのような大会ならば招致する意義があるのか、そして、IOCの要求に対してホスト都市が住民への責任を果たすべく自律性をもって大会に関与できるのかなどに関する議論はもはや取り上げられない。そのような議論は、「オリンピックの本質論に関わる議論」ではないとみなされる⁴⁶。思考は停止させられるのである。そして、オリンピックは「絶対的な『正義』」であると位置づけられ、邪魔になるものを消去しながら維持され、批判が許されるとしても、その対象は個々の運営の問題にすりかえられてしまうことになる⁴⁷。

(5) オリンピックと「報道機関」

2020年大会をホストすることへの支持率は下がり続けていると推測されている⁴⁸。しかし、もはや支持率の調査がおこなわれることはない。その理由の1つは、イギリスの新聞社が1社も2012年大会のスポンサーにならなかったこととは対照的に、日本の主要な新聞社が2020年大会のスポンサーになったことである⁴⁹。たしかに、オリンピック運動のスポンサーであった企業グループに属していた『タイム』誌は、IOCの「実態はスキャンダルにまみれており、委員が立候補都市の関係者[に]賄賂を強要しているという報道が過去数十年、後を絶たない」と指摘し、「このままでは、オリンピックは、他の競技会と変わりばえのしない単なる1イベントに成り下がる可能性さえある」という記事を掲載したことで知られている⁵⁰。しかし、大会スポンサーとなった日本の新聞社に公正な報道を

46 青山侑「オリンピック後をみすえた東京都心のまちづくり」都心のあたらしい街づくりを考える会都市構造検討委員会編『かえよう東京：世界に比類のない国際新都心の形成』（2017年）11、27頁参照。青山は1999年から2003年に東京都副知事を務めた。

47 山本敦久「アスリートたちの反オリンピック」小笠原博毅、山本敦久編『反東京オリンピック宣言』（2016年）229、241-242頁参照。

48 小川勝『東京オリンピック：「問題」の核心は何か』（2018年）151頁参照。

49 新聞社が招致委員会のスポンサーになるという状況は、ベルリンによる2000年大会の際にも生じた。東京の場合と異なる点は、市民が“NOlympic”運動を盛り上げ、招致を阻止した点である。ジェニングス前掲書（注9）259-262頁参照。

50 同書238-239頁参照。

期待することはできないようにみえる。

例えば、それらの新聞社の 1 つに雇用され、夏季と冬季の 10 大会を取
材した記者は、招致活動のなかで IOC 委員への金銭の贈与があるという
「噂」が存在することを認めながら、その「噂」の信憑性を検証しようと
するどころか、「五輪招致の深淵が、またぞろ口を開けなければいいが」
として、スキャンダルが発覚しないことを期待するかのよう⁵¹に記述してい
る⁵²。この記者は、かつて、「五輪の理念を追うことをやめた時、さまざま
な腐敗や誘惑が次第に頭をもたげてくる」という古代オリンピックの歴史を、
近代オリンピックはその 10 倍の速度で再現していると指摘していた⁵³。
しかし、いまや、組織委員会の下部組織である「メディア委員会」
の委員に就任し、まさに近代オリンピックの当事者になったのである。こ
のような癒着は、IOC とオリンピック運動の取材を長期間おこなっている
国際通信社の記者との間にも発生していると指摘されている⁵³。

「テレビは、もはやイベント^{ママ}の報道手段ではなく、イベントの一部に
なってしまった」と指摘されるようになって久しい⁵⁴。2020 年大会の招致
の際にも、テレビによる否定的な報道は、世論調査における否定的な意見
よりもはるかに少ない割合であったと指摘されている⁵⁵。そのような報道
によって、「招致成功を喜ぶ『われわれ』とそこから排除された国外——
「中国・韓国」——と国内——「被災地・福島」——の他者が創造され
る。それと同時に、「われわれ」のなかに否定的な意見が存在するという
事実が不可視化されたのである⁵⁶。そして、いまや、新聞もメディア・イ

51 結城前掲書（注 28）170 頁参照。

52 結城和香子『オリンピック物語：古代ギリシャから現代まで』（2004 年）23、
27-32 頁参照。

53 ジェニングス前掲書（注 9）18-19 頁参照。同書 216 頁も参照（IOC 会長の記
者会見が終了したときに「かなりの数の記者が立ち上がって拍手を送った」
が、記者が取材対象に拍手を送ることは「独裁国家以外では…常識では考え
られないことだ」と指摘する）。

54 ギャラリー・ファネル「テレビショー」アラン・トムリンソン、ギャラリー・
ファネル編、阿里浩平訳『ファイブ リング サーカス：オリンピックの脱
構築』（1984 年）48、49、59 頁参照。

55 水出幸輝「2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催決定と他者：テレ
ビ報道を事例に」『スポーツ社会学研究』24 巻 1 号（2016 年）79、85 頁参照。

56 同論文 89-90 頁参照。

ヴェントの当事者となり、「新聞は、もはやイベントの報道手段ではなく、イベントの一部になってしまった」と考えられる。

IOC 会長も、スポーツがメディア・イベントであることを認めるとともに、さらに踏み込んで、スポーツの変質をも指摘している。「テレビはスポーツを必要としている。しかしながらテレビ抜きのスポーツは無いに等しい」⁵⁷というのである。この発言は、後に述べる言葉を用いるならば、市民スポーツを「無いに等しい」ものとし、テレビで「観る」対象となるエリート・スポーツのみをスポーツであるとするものである。ここでスポーツは、市民のライフスタイルの一部として存在するものではなく、アスリート⁵⁸が金銭や栄誉などを得るための興業でしかありえないことになる。

Ⅱ オリンピック大会の招致・ホストを正当化する試み

(1) オリンピック大会への公金の支出

オリンピック大会は肥大化している。1908年と2008年の大会を比較した場合に、競技種目の数は約3倍、競技参加者の人数は約5倍になったのに対して、運営費のみが約6385倍にも増大したことにそれは表われている⁵⁹。大会を招致し、ホストするための費用には、招致活動費、大会運営費、大会のための施設建設費、そして、大会の際の治安維持や交通整理などの費用が含まれる。注意すべきことは、大会運営費は、これらのうちで必ずしも大きなものではないことである。例えば、1964年夏季大会については、東京オリンピック資金財団が民間の寄付などによって調達した資金を投入すれば、大会運営費をまかなうことが可能であった。「黒字」として計上された余剰金の額は、大会運営費という名目で拠出された公金の額とほぼ同じであったが、それは都に返還されることなく、スポーツ振

57 杉山茂「テレビは『古き精神』を『楽しさ』に変えた」杉山茂他編『オリンピックは社会に何を遺せるのか』(2016年)80,88頁(強調佐藤)。

58 スポーツの参加者はプレイヤーと呼ばれ、それは選手と訳されるべき言葉ではなかったといわれる。広瀬一郎『新しいスポーツマンシップの教科書』(2014年)13頁参照。これに対して、スポーツ産業のなかで高度化された競技者(アスリートまたはトップ・アスリート)は、選手と訳すことになじむ存在である。

59 小川前掲書(注11)12頁参照。

興という名目で JOC などに寄付された。1998 年大会の際にも、同じように「黒字」とされた余剰金は県に返還されることなく転用された⁶⁰。たしかに、大会ホスト前には、民間からの収入の最終的な額が確定しないことから、公金の拠出を予算編成の前提にする必要があるかもしれない。1976 年以降の夏季大会のオリンピック関連費は、予算を平均 252% 超過している⁶¹。そうであるとすれば、大会を完遂するためには、余裕のある資金計画をしなければならないであろう。しかし、大会ホスト後に余剰金が存在する場合には、ホスト都市に返金されるべきであり、それが大会の運営とは別の用途へと転用されたことは問題となる。それを認めると、大会は、余剰金を寄付される JOC などがホスト都市の通常予算からは得られない公金を得るための手段として利用されうることになるからである。実際に、2020 年大会の予算編成についても、大会後に JOC などが利用しうる余剰金が発生するように操作されているという指摘がある⁶²。

いずれにしろ、オリンピック大会を招致し、ホストすることを目的として公金を支出するためには、それを正当化できなければならない⁶³。オリ

60 同書 86 頁参照。

61 See Bent Flyvbjerg & Allison Stewart, Olympic Proportions: Cost and Cost Overrun at the Olympics 1960-2012, *Saïd Business School Working Papers* (2012), p. 10. ロンドン大会は当初計画の 4 倍近い約 1 兆 1350 億円、ソチ大会は 5 兆円以上かかったといわれる。革新都政をつくる会前掲書（注 25）21-22 頁参照。

62 本間前掲書（注 8）100 頁参照。

63 オリンピック大会への公金の支出については、「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、[公金]を支出し…てはならない」とする日本国憲法第 89 条に違反しないかが問題となりうる。たしかに、組織委員会は公益法人法の規制に服しており、「公の支配に属しない」わけではないと考えることもできる。しかし、公益法人法による規制に服してさえいれば公金の支出が可能であるとすれば、同条はほとんど空文になる。宮沢俊義、芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』（1987 年）749 頁参照。そこで、例えば、社会福祉法人への公金の支出が許されるのは、公益法人法の下にあるだけでなく、特別法人として社会福祉法の下で「強い公的規制」——同法第 56 条に基づく所管庁による「監督」や第 59 条の 2 の下での情報公開義務など——に服するがゆえであると説明される。「生活保護と福祉一般：社会福祉法人」、available at <https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-fukushi-jigyoku3.html>（強調佐藤）。公益法人法の規制に服する法人については、公金の支出が原則として可能であると考えられる場合にも、オリンピック憲章の下で大会

ンピック大会の効果としては、2012年から2018年の大会のホスト国が、開発の促進、子どもや青少年の教育、健康の促進と疾病予防、薬物依存の防止、女性のエンパワーメント、障害者の統合とその福祉の増進、社会統合、抗争防止、平和構築、および、差別の禁止をはじめとする人権の尊重の促進などを挙げている⁶⁴。以下で、そのなかで主要なものが公金の支出を正当化しうるかどうかを検討する。

(2) 平和への貢献

オリンピック運動は、平和に貢献すると言い慣わされている。例えば、「高等学校学習指導要領」は、「現代のスポーツは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしており、その代表的なものにオリンピックムーブメントがあること」を学習させるべきであるとしている⁶⁵。しかし、抗争を終結させたり、その発生を防止したりするという意味で、大会が平和に実質的に貢献した例は存在しない⁶⁶。国連総会は、1993年10月25日に、1994年大会——1992年大会まで夏季大会と冬季大会は同じ年に開催されていたが、1994年に冬季大会のみが開催され、1996年に夏季大会のみが開催された。以後、それらが2年ごとに交互に開催されるようになった——の会期に「オリンピック休戦(Olympic Truce)」を遵守するよう勧告する決議を採択した⁶⁷。それ以来、国連総会は、オリンピック大会のたびに同様の決議を採択している⁶⁸。例えば、2002年大会の際には、2001年12月

に関する最終的権限はIOCにあるとされていることから、「公の支配」が名目上のものでないかが問題となる。なお、憲法第89条の列挙する「慈善」などは例示的なものであり、スポーツも同条の対象となる事業に含まれると考えられている。

64 建石真公子訳『「人権とオリンピック・パラリンピック」：イギリス、ロシア、ブラジル、韓国共同声明(2012年8月29日)』『スポーツとジェンダー研究』12号(2014年)147頁参照。なお、後に述べるように、オリンピック大会は、皮肉にも、ドーピングや鎮痛目的の医療用麻薬の常用などの防止ではなく、その誘因の機能を果たしているようにみえる。

65 文部科学省「高等学校学習指導要領」71頁参照。文部科学省「中学校学習指導要領」79頁にも同様の記載がある。

66 ジンパリスト前掲書(注12)27頁参照。

67 See Observance of the Olympic Truce, G.A. Res. 48/11, U.N. Doc. A/RES/48/11.

68 See, e.g., Building a Peaceful and Better World through Sport and the

11 日に、同年 9 月 11 日の合衆国におけるテロ事件を受けた状況を背景として、「アスリートが安全に通行し、大会に参加するよう確保する」ことを勧告する決議を採択している⁶⁹。1993 年の決議は、ボスニア＝ヘルツェゴビナの内戦の当事者の間で停戦が合意される契機になったともいわれる。しかし、この合意が成立したのは北大西洋条約機構（NATO）軍による空爆の威嚇ゆえであった⁷⁰。しかも、この停戦合意はその効力が発生した当日に破られ、68 人を殺害する攻撃がおこなわれた⁷¹。他の多くの国連決議と同じく、「オリンピック休戦」の遵守を勧告する決議も従われることがまったくないものにすぎないのである⁷²。なお、国連総会は、1993 年の「オリンピック休戦」決議と同日に、IOC の創設 100 周年に当たる 1994 年を「スポーツとオリンピック理念の年」とする決議も採択している⁷³。しかし、この決議がどれほど知られ、どのような効果をもったのかは明らかではない。

オリンピック大会は、教育効果を介して平和に間接的に貢献することがないわけではないかもしれない。しかし、平和とは自明なものではない。どのような状況が平和な状況であるか、平和を実現するためにそれぞれが

Olympic Ideal, U.N.G.A. Res. 72/6, Nov. 13, 2017, U.N. Doc. A/RES/72/6. 「オリンピック休戦」は、競技参加者の往復の安全を保障すること、および、オリンピアの所在するエリスに対する攻撃の禁止を意味しており、国家間の休戦を意味するものではなかったといわれる。ブルース・キッド「神話学」アラン・トムリンソン、ギャリー・ファネル編、阿里浩平訳『ファイブ リング サーカス：オリンピックの脱構築』（1984 年）146, 152 頁参照。また、たとえ古代オリンピック競技が戦闘を停止させたことがあったとしても、当時の戦闘は収穫や祭典を理由として簡単に停止されていたのであり、オリンピック競技が特に平和に貢献したわけではないともいわれる。影山健他編『反オリンピック宣言』（1981 年）186 頁（水田洋執筆）参照。なお、結城前掲書（注 52）14-15 頁参照（古代の「オリンピック休戦」は、競技期間の前後 3 か月の間、競技に参加する国に武器を取ることを放棄するよう求めるものであり、それは 2、3 の例外を除いて守られたとする）。

69 See Building a Peaceful and Better World through Sport and the Olympic Ideal, U.N.G.A. Res. 56/75, U.N. Doc. A/RES/56/75, p. 2, para. 1.

70 ジェニングス前掲書（注 9）21, 35 頁参照。

71 同書 364 頁参照。

72 ボイコフ前掲論文（注 25）135 頁参照。

73 See International Year of Sport and the Olympic Ideal, U.N.G.A. Res. 48/10, U.N. Doc. A/RES/48/10.

どのような条件を受け入れるべきであるかなどについて、抗争当事者の見解が相違するからこそ、抗争は存続する。平和に直接的に貢献しようとするれば、抗争当事者に働きかけるという政治的活動に従事することになる。しかし、オリンピック憲章第2.10条は、スポーツを政治的に利用することを禁止している。したがって、原理的に、オリンピック運動が平和に直接的に貢献することは排除されているはずである⁷⁴。

IOCは、スポーツの政治的利用を認めるかどうかについて、まさに政治的に行動してきた。一方で、1976年夏季大会の際に、ホスト国カナダが中華民国(台湾)の選手団の入国を拒否したが⁷⁵、IOCは大会を中止したり、開催地を変更したりすることなく、カナダに「制裁」を科すこともなかった⁷⁶。他方で、1968年夏季大会で金メダルと銅メダルを得た合衆国のアフリカ系選手たちが表彰台でおこなった「ブラック・パワー・サリュート」と呼ばれるジェスチャーについては、人種差別を解消し、人権の平等な尊重を促進するものであるとして支持するのではなく、スポーツの政治的利用に当たるとして、当該選手たちをオリンピック運動から排除したのである⁷⁷。2人の選手と同時に銀メダルを得て表彰台にいたオーストラリアの白人選手も、「人権を求めるオリンピック・プロジェクト(OPHR)」のバッジを着けていたことから、1972年夏季大会の際に、出場資格を満たしたにもかかわらず、それに参加することが認められなかったうえ、2000年のシドニー大会の際にも、聖火ランナーの候補から排除されるなどの扱いを受け続けた⁷⁸。このようにスポーツの政治的利用について選択的に行動しているなかで、IOCが「オリンピック休戦」について、それを積極的に宣伝し、国連にも関与するよう働きかけた理由は、ノーベル平和賞を受けるための戦術的な活動であったという指摘もある⁷⁹。

74 影山他編前掲書(注68)24-25頁(山本芳幹執筆)参照。同書77-78(土井俊介執筆)も参照。

75 ジンバリスト前掲書(注12)38,40頁参照(1968年夏季大会の際にも、人種差別を理由として、ホスト国メキシコがローデシアの選手団の入国を拒否していたことを紹介する)。

76 ミラー前掲書(注4)27,200,227頁参照。

77 山本敦久「レポート'68:黒人アスリートたちの闘争とアウトナショナルなスポーツ公共圏」清水論編『オリンピック・スタディーズ:複数の経験・複数の政治』(2004年)218,229頁参照。

78 山本前掲論文(注47)238頁参照。

なお、たとえオリンピック大会が平和に貢献するとしても、2020年大会の招致・ホストを目的として都や国が公金を支出することを正当化するためには、抽象的に世界の平和に貢献するというだけでは足りず、直接的であれ間接的であれ、都または日本国の平和の強化に貢献し、公金の支出の効果が納税者に及ぶものであるという説明が必要である。

(3) 教育効果

オリンピック大会の効果として言及されるオリンピック教育の効果についても、オリンピック憲章に掲げられている理念が教育目標となりうるものであるかもしれないものの、オリンピック教育の効果がオリンピック大会への公金の支出を正当化しうるほど有用なものであると先験的にいうことはできない。そもそも、オリンピックの理念は、後に述べるように、1970年代にアマチュアリズムが放棄されるなど、大きく変質しており、それ自体に賛否がありうる。また、スポーツマンシップに含まれる公正さ(fairness)などの理念は、スポーツを通してのみ教育しうるものであるか疑義がある。古代オリンピックでも繰り返し不正がおこなわれたことが知られているのである⁸⁰。また、スポーツを通じた教育が最も効果的であるとしても、オリンピック大会を通して教育することが効果的であるのか、かりにそうであるとしても、大会の招致・ホストのために支出される公金に見合う教育効果をあげられるのか、同じ額の公金を通常の学校教育や社会教育に投資した方が効果的なのではないかなどが問題となる。いずれにしろ、「スポーツをすれば自然に良い人格が身に付く」という思い込みは「錯覚」にすぎない⁸¹。

実際には、オリンピック教育は、管理主義、集団主義、生きる力にならない体力づくりなどを強化し、「スポーツは健全であるという幻想によって、政治的無知・封建的主従関係・根性主義を子供たちに流しこんでいる」という批判も強い⁸²。スポーツを題材とする著作のなかには、「努力

79 ジェニングス前掲書(注9)359-368頁参照(国連は、総会で決議を採択しただけで、計画を策定することも、予算を配分することもなく、「この茶番劇に幕が降り」たという)。

80 ローボトム前掲書(注23)9-11頁参照。

81 広瀬前掲書(注58)113頁参照。

82 影山他編前掲書(注68)150-178頁(岡崎勝執筆)参照(政治とは独立にオリ

が何のためのものであるのかを問う」ことなく、「努力や不屈の精神を称え」る「感情労働」に従事しているものが少なくない⁸³。しかし、教育の目標は、目的を問わずになされる努力に感情を高揚させることなく、それが「何のためのものであるのかを問う」たうえて、目的を主体的に選び取り、その目的のために努力する態度を涵養することなのではないかと考えられる。サッカーのワールド・カップの際に、「若者が、なんのためらいもなく堂々と君が代を歌い日の丸を打ち振る姿は、戦後の民主主義教育[を受けた]多くの中高年世代にとっては不思議な光景であるとともに、感動的でもあった。[それ]は、自分が日本人であるという幸福感に浸ることのできる純真無垢な一瞬を提供してくれるのである」⁸⁴といわれることがある。これに対して、君が代や日の丸が政治的に利用された歴史を省察しようとせず、それゆえためらいを感じることもない若者が、メガ・イベントが誰の負担で誰の利益のために開催されているのかという経済構造やその社会的機能も省察することがないという意味で「純真無垢」なままで、政府の政策や社会のありかたを法的・政治的・経済的に評価するのではなく、「日本人であるという幸福感に浸る」姿は、民主主義教育の失敗の表れとして、感動的であるどころか、恐怖の対象となるべきものであったと思われる。少なくともスポーツのメガ・イベントが政治や経済などに関する知識の涵養や知性の練磨という点で、それ自体が高い教育効果もつとは考えられない。

なお、オリンピック教育は、ホスト国の住民に対してよりも、大会の参加者に対してこそおこなわれるべきであるといわれる。例えば、オリンピックの根本原則の1つとされる差別の撤廃について、さまざまな理由による差別の歴史と現状を参加者に理解させたいうえて、大会に参加させるべき

ンピックを考察するべきであるというのが「スポーツバカ」の常套句であるが、その考え方こそが、オリンピックを政治的に利用しようとする「権力者たちの思うつば」であるとして、1936年ベルリン夏季大会などにおける両者の関係を直視して、政治がオリンピックを望ましくない形で利用することを問題にするべきであると指摘する)。

83 鈴木慎一郎『「世界」からの呼びかけ：『クール・ランニング』とジャマイカ・ボブスレー・チーム』清水論編『オリンピック・スタディーズ：複数の経験・複数の政治』(2004年)71, 72頁参照。

84 原田宗彦『スポーツイベントの経済学：メガイベントとホームチームが都市を変える』(2002年)13頁。

であるとも主張されている⁸⁵。

現在の日本において、オリンピック教育よりも優先的になすべき教育があるかどうかも問題となる。本稿の主題との関係では、例えば、10代の同性愛・両性愛男性の17%が自傷行為を経験し、その23%が不登校を経験し、44%がいじめの対象となっており、教員の62.8%が同性愛について授業で教えるべきであると認識しているといわれる。しかし、同性愛について実際に授業で教えた教員はわずか13.7%に止まっている⁸⁶。そもそも、性愛の対象がどの性の人に向かうかに関する性的指向 (sexual orientation) —— 多数者は異性に向かうが、LGBのように同性または両性に向かう人も存在する—— について、教員の71.4%が本人の選択によるものであると誤解しているといわれ、学校で同性愛について「一切習っていない」者が61.4%、「否定的な情報を得た」者が20.0%、「異常なものとして習った」者が5.7%もいるのである⁸⁷。LGBに対する差別を解消するための教育は、オリンピック教育を通しておこなうことが可能であるかもしれない。しかし、それを介在させる必要は必ずしもなく、同じ教育は学校教育の充実によっておこなうことも可能であると考えられる。

(4) 経済効果

(a) 経済効果の算定

経済効果に基づく正当化の試みは、2020年大会に関連する金銭の流れを予想すると、投資を上回る総生産が創出されるであろうという試算に基

85 小川前掲書(注48)41頁参照。IOC会長の提唱によって2010年の夏季大会から開始された「ユースオリンピック大会」は、15歳(第1回大会では14歳)の生徒の参加を認める大会であるが、そのプログラムには、「オリンピックの意義…を称賛する」教育プログラムが含まれている。公益財団法人日本オリンピック委員会「文化・教育プログラムの概要」、available at https://www.joc.or.jp/games/youth_olympic/cep.html (強調佐藤)。なお、児童福祉法第34条1項3号は、「公衆の娯楽を目的として、満15歳に満たない児童にかかるわざをさせる行為」を禁止している。

86 共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク(共生ネット)編『セクシュアル・マイノリティ白書2015』(2015年)31-33頁参照。

87 日高庸晴「セクシュアル・マイノリティを取り巻く状況」『法律のひろば』69巻7号(2016年)4,5-6頁参照。

づく⁸⁸。しかし、そのような試算は、1976年夏季大会をホストしたモントリオール⁸⁹の市長ジャン・ドラポーによる「男が子どもを産めないのと同じように、オリンピックも赤字を生みはしない」という「悪名高い」⁸⁹発言とどれほど違うのかと問われるべきであろう。過去の大会に関する経済的な影響については、評価するというよりも推測するものが多く、実質的な知見は無いに等しいといわれてきた⁹⁰。この状況は現在でもあまり変化していない。しかし、かぎられた知見の多くは、大会が費用に見合うものではなかったと結論する。例えば、1998年長野大会について、交通インフラ整備によるプラスの影響が、巨額な投資が必要だったとはいえないとする解釈を打ち消すだけ十分なものであるということはできないといわれる⁹¹。大会の「遺産」^{レガシー}は、いわゆる「社会関係資本」^{ソーシャル・キャピタル}の形成も含み、経済

88 例えば、2007年4月の東京都オリンピック・パラリンピック準備局「東京2020大会開催に伴う経済波及効果（試算結果のまとめ）」は都における需要増加額を14兆2187億円と試算する。Available at https://www.2020games.metro.tokyo.jp/9e1525ac4c454d171c82338c5a9b4c8a_1.pdf。これに対して、2014年1月の森記念財団都市戦略研究所「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う我が国への経済波及効果」は、生産誘発額を19.4兆円と試算する。Available at http://www.mori-m-foundation.or.jp/pdf/140107_Olympic2020_release.pdf。この2つの試算だけをみても約5兆円の差があり、どのような算定方法で、何を算定したのかを踏まえて、それらの試算の妥当性を評価することはいちじるしく困難である。

89 ジンパリスト前掲書（注12）41頁。

90 See Olav R. Spilling, Beyond Intermezzo?: On the Long-term Industrial Impacts of Mega-Events: The Case of Lillehammer 1994, *Festival Management and Event Tourism*, Vol. 5, No. 3 (1998), pp. 101, 103.

91 石坂友司、松林秀樹「オリンピックとスポーツ・メガイベントの社会学」石坂友司、松林秀樹編『オリンピックの遺産』の社会学：長野オリンピックとその後の10年』（2013年）7, 49頁参照。石坂友司「カーリングネットワークの創出と展開：カーリングの聖地・軽井沢／御代田の取り組み」石坂友司、松林秀樹編『オリンピックの遺産』の社会学：長野オリンピックとその後の10年』（2013年）168, 186-187頁も参照。興味深いことに、1998年大会に対する「反対」は、大会関係地域において、開催前の9%から、開催後に20.2%へと上昇していた。高尾将幸「『遺産』をめぐる葛藤と活用：白馬村の観光産業を中心に」石坂友司、松林秀樹編『オリンピックの遺産』の社会学：長野オリンピックとその後の10年』（2013年）150, 154頁参照。同論文158頁も参照（白馬村が掲げた同村の「国際観光地化」という目標は、公共事業を呼び込む名目にすぎず、村民は1998年大会を名目とした開発政策に翻弄されたよ

的な効果に還元できるわけではないとしても、長野大会の「遺産」は投資に見合うものでなかったといわれるのである⁹²。結局、「オリンピックの開催は経済発展を後押しするという…繰り返される主張には、実証的な裏付けはほとんどない」⁹³のである。

大会の招致に成功した都市がそのホストのために公金をさらに支出せざるをえなくなる状況は「勝者の呪い」⁹⁴と評される。先に挙げたドラポーは、大会の招致・ホストの際に負った巨額の負債について、「必要ならば、今後何年かにわたって宝くじで返済する」として、「お湯がなければ蛇口をひねって、じゃぶじゃぶ出すだけの話」と述べたといわれる⁹⁵。しかし、モントリオールは、債務を償還するために約 30 年間臨時増税などを継続せざるをえなかった⁹⁶。また、長野市が 1998 年大会のために発行した市債も 1000 億円を超え、その残高は現在に至るまで依然として高い水準に留まり続けているといわれる⁹⁷。大会が特定の業界に利益をもたらすことはありうる。『『土建国家』がよみがえろうとしている』⁹⁸といわれるのは、そのような期待が存在することを意味する⁹⁹。しかし、たとえその

うにみえるとする)。石坂同論文 168, 177 頁も参照 (軽井沢町での反対が大会の前後で 11.4% から 23.7% に上昇していると指摘する)。

92 松林秀樹、石坂友司「誰にとってのオリンピック・遺産なのか」石坂友司、松林秀樹編『『オリンピックの遺産』の社会学：長野オリンピックとその後の十年』(2013 年) 190, 197-198 頁参照。

93 ジンパリスト前掲書 (注 12) 154 頁。

94 同書 20-21, 162 頁。

95 ミラー前掲書 (注 4) 155 頁参照。

96 小川前掲書 (注 11) 110-111 頁参照。このような状況に陥った都市は、モントリオールだけではない。例えば、1968 年冬季大会を開催したグルノーブルも債務を完済したのは 1995 年であり、約 27 年かけている。See Thierry Terret, *The Albertville Winter Olympics: Unexpected Legacies: Failed Expectations for Regional Economic Development, in Olympic Legacies: Intended and Unintended* (J.A. Mangan & Mark Dyreson eds., 2019), pp. 20, 21.

97 石坂、松林前掲論文 (注 91) 46 頁参照。松林、石坂前掲論文 (注 92) 193 頁も参照。日本も、1964 年大会の際のインフラ整備のために受けた世界銀行からの借款を返済するために、約 30 年かけた。ジンパリスト前掲書 (注 12) 7 頁参照。

98 2013 年 9 月 12 日東京新聞。ただし、「オリンピックはもうからないということは、すでに地方の中小土建業者のあいだでは、定説となっている」という指摘もある。影山他編前掲書 (注 68) 184 頁 (水田執筆) 参照。

ような効果があるとしても、社会の構成員全体の利益を増進するという意味で公益性をもつことを意味するわけではない¹⁰⁰。

経済効果の試算については、そもそも、十分な確かさをもって費用と便益を算定しうるのが問題となる¹⁰¹。事前の試算は、「多分に期待を込めた額に落ち着くことが多い」¹⁰²。また、事後になされる短期的な効果の算定も、「実態からかけ離れて過大に見積もられている」¹⁰³ことがある。さらに、大会への投資が巨額になればなるほど、それを短期的に回収することは困難になることから、投資の正当性は長期的な効果すなわち「遺産」しだいになる。IOCが、2012年大会から、招致の際に「遺産計画」^{レガシー・プラン}を作成し、提出することを要件としているのは、それゆえである。しかし、短期的な効果の算定すら困難であることから、長期的な効果の算定はいつそう困難である¹⁰⁴。というよりも、それはほとんど不可能であることから、結局、断念されてしまうことになりがちとなる。

(b) 悪影響と機会費用の算入

「遺産」は、観念的に想定するだけでなく、具体的に費用と便益の計算に基づいて検討されなければならない。ケインズが述べたように、穴を掘りその穴を埋め戻すというだけの事業も、雇用と雇用された者による消

99 1940年大会の際には、読売新聞社編『オリンピック東京大会：3億円の金が落ちる！何をして一儲けするか！』（1939年）が出版されている。

100 本間前掲書（注8）91-92頁参照。

101 算定方法に関する問題については、ジンパリスト前掲書（注12）60-66、87-88、154-155頁参照。

102 原田前掲書（注84）62-63頁。サッカー・ワールド・カップのキャンプ地になろうとした自治体について、経済効果の正確な試算は困難であり、その「横並びの思考と投機的な皮算用」には疑義があるといわれる。同書90-91頁参照。同じような「皮算用」は、「五輪合宿 我がまちへ：首都圏自治体、誘致に続々名乗り」という記事にみられるように、2020年大会のキャンプ地になろうとする自治体にもみられる。2018年9月22日日本経済新聞参照。

103 上野淳子「スポーツ・メガイメントと地域開発：長野オリンピック開催を支持したのは誰か？」石坂友司、松林秀樹編『『オリンピックの遺産』の社会学：長野オリンピックとその後の10年』（2013年）74、78頁。

104 例えば、オリンピック大会を招致するという表明が貿易を増加させる効果をもつとする見解が提唱された。しかし、この見解は後に反証されている。ジンパリスト前掲書（注12）92-94頁参照。

費とを創出する。しかし、そのような事業に公金を支出することは、納税された金銭をその事業に雇用された者に分配するという意味しかなく、失業手当と変わらない。公共事業が公益に資する効果をもたらすのは、それが新たな価値を創造する場合にかぎられるのである¹⁰⁵。オリンピック大会をホストするという公共事業についていえば、大会のために整備された競技場が多く市民に利用される場合や、適度な強度のスポーツを実践するように市民に動機づけを与え、それらの人々の「生活の質 (quality of life)」を高めたり、公的医療費を抑制したりすることになる場合にかぎって、大会が正の「遺産」を創造したといえることができる¹⁰⁶。

「遺産」の算定に当たって注意する必要があるのは、負の効果——「悪影響^{インパクト}」と呼ばれる——を算入することである。例えば、2008 年大会については、大会期間に北京を訪れる観光客が減少し——「クラウディング・アウト (crowding out)」と呼ばれることがある——、かつ、同年に中華人民共和国から出国した旅行者が増加した。同大会が同国に与えた効果を算定する際には、これらの「悪影響」も算入する必要があるのである¹⁰⁷。また、機会費用 (opportunity cost) を算入することも忘れてはならない。大会の招致・ホストのために支出される公金を他の政策目標に向けることによって、いっそう高い便益が得られた可能性を、機会費用として考慮し、効果から差し引く必要があるのである¹⁰⁸。

例えば、災害からの復興と国土の強靱化については、2013 年度末に、27 万人が避難生活を送り、10 万人が応急仮設住宅で生活しているなかで、建設済みの災害復興公営住宅は計画された 2 万 9228 戸の 3.3% にあたる 967 戸に止まっていたにもかかわらず、新国立競技場の建設のために 1625

105 小野善康『不況のメカニズム：ケインズ「一般理論」から新たな「不況動学」へ』（2007 年）64-76 頁参照。小島寛之『容疑者ケインズ』（2008 年）第 1 章も参照。

106 ジンバリスト前掲書（注 12）78 頁参照。

107 同書 64, 80-81 頁参照。

108 影山他編前掲書（注 68）193-195 頁（水田執筆）；同書 212-213 頁（山田明執筆）参照。リック・グルノー「コマーシャリズム」アラン・トムリンソン、ギャリー・ファネル編、阿里浩平訳『ファイブ リング サーカス：オリンピックの脱構築』（1984 年）22, 46 頁；ボイコフ前掲論文（注 25）138 頁（公金が社会サービスではなく「2 週間半のスポーツパーティーに浪費されている」と指摘する）；ジンバリスト前掲書（注 12）18, 100, 158-159 頁も参照。

億円が支出され始めた」と指摘される¹⁰⁹。そもそも、日本スポーツ振興センター(JSC)は、国立競技場を改修すればオリンピック大会のメイン・スタジアムとして活用することが可能であることを認識しており、2010年に、改修案の策定を設計事務所に委託していたことも看過されるべきではない¹¹⁰。このような状況ゆえに、2020年大会は、「愚民政策と〔東日本大震災で被災した市民の〕棄民政策が一体となった窮極の『スペクタクルの政治』」¹¹¹であるといわれるのである。また、基礎科学研究については、日本では「生産の空洞化」と「開発の空洞化」のみならず、「研究の空洞化」が生じており、その最大の原因は、国による運営費交付金の削減であるといわれている。「研究の空洞化」を食い止めるためには、運営費交付金のような基礎科学研究のための継続的資金を増額し、研究者が競争的研究資金の獲得のために研究を犠牲にして過大なコストを支払うことのないようにする必要があると指摘されている¹¹²。大会に支出される公金は、このような目的のために支出することも可能であった資金である。さらに、環境保全については、競技場を建設することが予定されている公園の緑被率が大きく減少し、大会後に植林したとしても元の緑被率を回復することは困難であると指摘されている¹¹³。2014年のソチ大会の際に、開催地域の環境が大きく破壊されたうえ、大会を契機として国の環境規制そのものが緩和されることになり、ロシア全土で環境保全が長期にわたって後退する結果になったといわれる¹¹⁴。2020年大会についても、新国立競技場の新築のために、風致地区であった周辺地域の建築物の高さの制限が15mから70mへと大幅に緩和されるなど、「風景」を保全する取り組みが後退していることに注意が必要である¹¹⁵。そして、治安維持についても、2020年

109 革新都政をつくる会前掲書(注25)22-25頁参照。

110 同書34頁参照。

111 鶴飼前掲論文(注27)20頁。

112 佐藤彰「『研究の空洞化』及びこれに対処する『博士課程学生教育』に関する調査研究」(科学研究費助成事業挑戦的萌芽研究課題番号16K12777、2018年)5、14、55-56、67-69頁参照(博士(後期)課程の無償化や研究提案者の人件費を競争的研究資金に含めることを検討するべきであるとも提言する)。

113 一ノ宮、グループ・K21前掲書(注15)75、77頁参照。

114 ジンバリスト前掲書(注12)116-118頁参照。

115 規制の緩和および新国立競技場の設計などに関するJSCなどの見解として、森まゆみ編『異議あり!国立競技場:2020年オリンピックを市民の手に』

大会の際には、本来であれば IOC または組織委員会が警備員を雇用するなどして対応するべきであるにもかかわらず、「組織委員会の費用負担なしに」、都および国が「大会に関係するセキュリティ」を提供するものとされていることが問題となる。オリンピック大会は、ホスト都市における窃盗犯の犯罪率を 10% 増加させると指摘されている¹¹⁶。そうであるとするれば、大会の開催されない場合と同水準の治安を維持するためには治安維持費用が大きく増加することになると考えられる¹¹⁷。とりわけ、深刻であるのは、2012 年大会の際に、組織委員会が十分な数の警備員を確保できず、軍が出動したように¹¹⁸、国の安全保障を担う自衛隊の出動が必要になるおそれがあることである。そのような場合に国が攻撃を受けたならば、その機会費用は禁止的に高いものになりうるからである。「課題先進国」と呼び習わされる日本においては、この他にも、少子化対策など、大会の招致・ホストよりも優先度の高い課題は山積しているのである。

とりわけ、機会費用という観点から深刻な問題として検討するべき政策領域は、大学教育を含む人材育成である。1964 年夏季大会の日程については、組織委員会の提示した 5 月下旬から 6 月上旬とする案に対して、合衆国オリンピック委員会などから、「学生選手にとって学業の妨げになる」という強い反対が唱えられ、同案が採用されなかった¹¹⁹。このような先例とは対照的に、2020 年大会の組織委員会には学業に対する配慮がほとんどみられない。例えば、大会ボランティアの募集要項は、応募者が大学生である場合に、一定の単位の取得を要件とするような配慮はなされていないのである。全日本学生柔道連盟は、2015 年から、同連盟の主催する大会の出場資格として、各学年で規定される単位を取得していることを要求している¹²⁰。組織委員会が学業に対して同じように配慮することも可能で

(2014 年) 7-12 頁参照。

116 See Robert Baumann et al., *Sports Franchises, Stadiums, and City Livability: An Examination of Professional Sports and Crime Rates*, *Cross Works: Economics Department Working Papers* (2009), pp. 11, 13.

117 1984 年大会の際のロサンゼルス市警察による警備は、ホテル税および大会入場券に付加された税によってまかなわれた。小川前掲書 (注 11) 131 頁参照。この例とは対照的に、都は大会期間中の宿泊税を免除することを表明している。後掲注 147 参照。

118 ジンバリスト前掲書 (注 12) 138 頁注 18 参照。

119 本間前掲書 (注 8) 46 頁参照。

あったはずである。

大会ボランティアの職務とされる会場整理などは、通常であれば大学教育の内容ではなく、アルバイトの対象となる活動である。しかし、それに参加することによって単位の取得を認める大学や、そのような活動のために授業を欠席する場合に、それを欠席とみなさないものとする大学が現れている¹²¹。大学がみずから、会場整理などによる便益が授業を欠席する費用を埋め合わせうると算定していることは、大学が供給しているはずの高等教育の便益をどのように認識しているかを表している。2017年の第91回関東サッカーリーグ戦のポスターに記載された「単位より順位」というキャッチ・コピーについて、関東大学サッカー連盟がそれを不適切なものとして撤回することも、同連盟に加盟する大学が同連盟を脱退することもなかったときと同じように、高等教育の供給という社会的責任を遂行する矜持を失っている大学が存在しているようにみえる¹²²。

この例での大学の行動は、近代スポーツが形成された19世紀に、イギリスのパブリック・スクールの校長が「クリケットをする生徒は勉強を怠ける」という理由で、他の2つの学校とのクリケットの定期戦から脱退すると宣言したことと対照的である¹²³。結局、日本の大学は、学業よりも競技力の向上を優先していることから、アスリートを卒業させても、その学力を保障しているわけではないといわれるのである¹²⁴。日本人はオリン

120 一般社団法人全日本学生柔道連盟会長佐藤宣哉「単位修得を大会出場資格に(文武両道の原点に立つ)」、available at <http://www.gakujuren.or.jp/pdf/20140220tani.pdf>.

121 本間前掲書(注8)27-29頁参照(大会ボランティアの動員を「学徒動員」と類比する)。同じ動員でも、学徒動員は国防という明らかに公的な目的をもつものであったのに対して、大会ボランティアは、私法人の主催するエンターテイメント・イヴェント(ショー)に搾取される存在にすぎないという点で異なることに注意する必要がある。

122 同ポスターについて、2017年5月9日神戸新聞参照。

123 この宣言を発端とする「ウィカミスト論争」について、広瀬前掲書(注58)28-29頁参照。

124 上柿和生「トップスポーツ選手と学歴にみる大学スポーツの競技力」『現代スポーツ評論36』(2017年)132, 140-142頁参照(1964年大会に関わった日本のスポーツ人と2020年大会に関わっている人々の間にある「その思想性と知性の大きな落差に愕然と」するという)。なお、県立高等学校の普通科の入学審査においても、「特色化選抜」の枠が130名である場合に、100名を体育系

ピック 1912 年大会に初めて参加した。このとき、参加するよう打診された帝国大学の学生は、「有為の若者が駆けっくらにうつつを抜かしているのでしょうか？」¹²⁵と悩んだといわれる。この学生が 2020 年大会に対する大学と大学生の態度をみたならばどのように感じるであろうかと想像することは興味深い。

機会費用を算入することなく「遺産」のみを強調する議論には、「レガシーとして未来に向けた夢を描き出すことによって、今現在の社会を覆う厳しい現実を粉飾しようとする意図が見え隠れ」している。それは、何を「遺産」とするべきかという本質的問題を議論の射程外に置き、どのように「遺産」として受け継ぐかという技術的課題にのみ焦点を当てる議論となりがちである¹²⁶。

(5) スポーツの振興

オリンピック大会の招致・ホストを正当化する「遺産」の 1 つとしてスポーツの振興が挙げられる。例えば、2015 年 6 月 3 日に制定された「平成 32 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」第 13 条 1 項に基づいて、同年 11 月 27 日に閣議決定された「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」〔以下、2020 年大会基本方針と略称する〕は、「大会を弾みとした健康増進」として、市民のスポーツを通じた健康増進への問題意識を喚起する普及啓発と、市民がそのライフステージに応じて、主体的にスポーツ・運動に取り組むための環境整備を挙げている¹²⁷。また、この記述に先立って、「スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現」として、競技力強化・指導者の養成・スポーツ関連産業の育成および同産業との連携などを挙げている¹²⁸。後に述べるよう

に、30 名のみを文化系にあて、実技検査を受けると A 評価が付き、「自己アピール検査」では A 評価が付きにくい選抜方法を用いる学校がある。この学校は、入学後の体育系と文化系の生徒の学力の検証などをおこなっていないといわれる。2017 年 3 月 23 日毎日新聞参照。

125 池井優『オリンピックの政治学』（1996 年）21 頁。

126 阿部前掲論文（注 39）52, 55 頁参照。

127 「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」10-11 頁参照（4（4）①）。

128 同基本方針 10-11 頁参照（4（3））。

に、公金の大部分はもっぱら後者のために支出される。この2つの施策が並び記されていることは、一言で「スポーツ」といわれるものにも複数の性質の活動が含まれていることを表している。以下では、「スポーツ」という概念を幾つかの観点から分類しつつ、それぞれのスポーツと大会の招致・ホストの正当性との関係を検討する。

(a) 国内法におけるスポーツ

日本におけるスポーツに関する最初の基本的な法律は、1964年大会を見据えて1961年に制定されたスポーツ振興法である。同法は、スポーツの実践の振興を目的としていた。すなわち、同法は、スポーツを「運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるもの」と定義し（第2条）、それを振興すべきものとしていたのである。これに対して、同法を廃止し、2011年に制定されたスポーツ基本法は、スポーツの定義に関する規定を置かず、スポーツの実践——講学上、スポーツそのものではなく「するスポーツ」と呼び直され、スポーツの下位区分とされる——に加えて、スポーツの観戦——「観る（見る）スポーツ」と呼ばれる——、および、プレイヤーまたはアスリート以外の立場でスポーツに関与すること——「支えるスポーツ」と呼ばれる——のすべてを「[スポーツ]を通じて幸福で豊かな生活を営む」権利の内容であると位置づけ、それらすべての振興を正当な政策目的であるとした¹²⁹。

「するスポーツ」は、市民スポーツ（生活スポーツ）と、「観るスポーツ」の対象となるエリート・スポーツ（競技スポーツ）とを含む。「支えるスポーツ」は、例えば、スポーツ器具を製造する会社で働いたり、海浜でボランティアのライフセーヴァーとして活動したりすることであり、その対象は市民スポーツとエリート・スポーツいずれでもありうる。そして、「支えるスポーツ」の振興とは、職業選択または余暇の用途の決定に

129 遠藤利明『スポーツのチカラ：東京オリンピック・パラリンピック戦略』（2014年）84, 98頁参照。遠藤は、自由民主党所属の衆議院議員として、スポーツ基本法制定の立役者となり、2020年大会担当国務大臣も務めた。なお、このような政策によって保障するべきであるとされるいわゆる「スポーツ権」について、一般的に、日本スポーツ法学会監修『標準テキスト スポーツ法学』（第2版、2017年）46-48頁参照。

関して自由を保障するだけでなく、スポーツに係わる職業または余暇の用途を他のものよりも政策的に優先することを意味する。

スポーツ振興法

	する	観る	支える
市民	唯一の目的	無関係（私事）	無関係（私事）
エリート	無関係（私事）	無関係（私事）	無関係（私事）

スポーツ基本法

	する	観る	支える
市民	劣位の目的	正当な目的	正当な目的
エリート	優位の目的	（正当な目的）	（正当な目的）

上述したように、スポーツ基本法は、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」と宣言している（第2条1項）。そして、2015年4月10日に公表された文部科学省の「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考えと取組」も、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる『スポーツ立国』を実現する」ことを挙げている¹³⁰。このような立場については、何を通じて「幸福で豊かな生活を営む」かは、個人が選択する自由をもつ私事であり、スポーツではなく芸術などを通じてそうすることも少なくとも等価であるはずなのに、他の趣味ではなくスポーツを通じてそうすることが望ましいと国が決めるのはなぜかが問題となる。スポーツは、他の楽しみと同じように「所詮、『遊び』」である。それは、「社会に絶対不可欠なものでは〔なく、〕ほとんどの場合、人生における成功とは関係がない…むしろささやかな存在」であろう¹³¹。そのみならず、スポーツを強制されるとむしろ「幸福で豊かな生活」を奪われると考える

130 文部科学省「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考えと取組」、available at http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1356676.htm.

131 広瀬前掲書（注58）23-25, 86, 164-166頁参照（「たかがゲーム」と認識して「遊び心」をもちつつ、「真剣さ」をもっておこなうところに、スポーツの価値があるとする）。

人々も存在する可能性がある。それらの人々の自由がなぜ尊重されないのかも問題となる。そもそも、スポーツをすれば幸福で豊かな生活を営めるということは論理的に逆立ちしており、幸福で豊かになって初めてスポーツを楽しむ余裕ができると考えることが論理的である¹³²。

スポーツと他の活動との関係については、スポーツ予算が250億円であるのに対して文化予算が1000億円であるとして、「それでは[スポーツ予算が]少ないだろう」¹³³といわれることがある。そして、「将来的には、フランスが文化振興策に国家予算の1%を投資しているのと同様に、国家予算の1%(8000億円)[をスポーツに]投資[することを]を目標とする」べきであると主張される¹³⁴。ここで対比されているのが、フランスによるエリート・スポーツの振興策ではなく、文化振興策である点は注意を必要とする。後に述べるように、この主張はもっぱら「観るスポーツ」を念頭に置いている。フランスは文化国家を目指し、日本は「観るスポーツ」の提供とその消費をアイデンティティとする「スポーツ立国」を目指すのであれば、この主張を理解することができないわけではない。

しかし、日本が文化的に威信の低い国を目指す底辺への競争に邁進するのではなく、それが高い国になろうとするならば、文化予算に手厚い予算配分には合理性がある。さまざまな活動の価値的序列を文化威信と呼び、100点を満点として評価すると、最上位は「クラシック音楽会」の73.5点となり、最下位は「パチンコ」の19.7点となる。「スポーツ観戦」は47.5点で、平均点(52.3点)を下回る。そして、文化威信が高いまたは低い両極端の活動は、その実践者が少なく、中位の活動の実践者は多いといわれる¹³⁵。それゆえ、価値的に高く評価されるものが振興されている国でありたいと考えるならば、高級文化でありながら実践者が少ない「クラシック音楽会」などを公金によって補助すべきことになる。それに対して、「ドライブ、バーベキュー」と「マンガ」の間に位置する中間文化の1つでありかつ実践者も多い「スポーツ観戦」については、それを公金によっ

132 藪田碩哉「オリンピックは地域スポーツに何を残すのか」杉山茂他編『オリンピックは社会に何を遺せるのか』(2016年)60,62頁参照。

133 遠藤前掲書(注129)50-51頁。

134 同書61-62,143頁参照。

135 小林盾「21世紀の文化評価：48活動の文化威信スコアを測定する」『成蹊人文研究』26号(2018年)63,71-73,75-78頁参照。

て補助しなくとも、市場の自由な活動に委ねておけばよいと考えられるのである。

(b) 市民スポーツと人権

スポーツ活動を一般的に保障するべきであるとする明文の規定をもつ条約は存在しない。上述の文化威信の序列を反映するかのように、1948年の国連総会決議「世界人権宣言」¹³⁶は、「文化的な生活に参加し、芸術を享受」する権利、および、「自己の…文学的または芸術的作品により生ずる…利益の保護についての権利」を宣言しているが、スポーツには言及していない（第 27 条）。この宣言を受けて起草された社会権規約¹³⁷も同趣旨の規定を置いている（第 15 条）。問題は、同規約にいう「文化的な生活」に、芸術活動のみならずスポーツ活動が含まれるかどうかである。条約法条約¹³⁸に法典化されている条約の解釈の原則である「用語の通常の意味」（第 31 条 1 項）に従うと、そのような広義の解釈は困難である。しかし、条約法条約も認める「国際法の関連規則」（同第 31 条 3 項 c 号）の考慮に依拠するならば、広義の解釈も可能でないとはいえない。例えば、女子差別撤廃条約¹³⁹は、男女差別を撤廃すべき権利として、「レクリエーション、スポーツおよびあらゆる側面における文化的活動に参加する権利」を挙げる（第 13 条）。また、障害者の権利条約¹⁴⁰も、障害者によるスポーツの実践を可能にする適当な措置を採ることを当事国に義務づけている（第 30 条 5 項）。なお、18 歳未満の「児童」を対象とする児童の権利条約¹⁴¹は、スポーツという言葉を用いることなく、「児童がその年齢に適した遊びおよびレクリエーションの活動をおこなう」権利を認めている（第 31 条）。法的拘束力をもたない決議においても、1975 年の欧州評議会の「欧

136 Universal Declaration of Human Rights, U.N.G.A. Res. 217 (III), Dec. 10, 1948, U.N. Doc. A/RES/3/217A.

137 International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, Dec. 16, 1966, 993 U.N.T.S. 3.

138 Vienna Convention on the Law of Treaties, May 23, 1969, 1155 U.N.T.S. 331.

139 Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, Dec. 18, 1979, 1249 U.N.T.S. 1.

140 Convention on the Rights of Persons with Disabilities, Dec. 13, 2006, 2515 U.N.T.S. 3.

141 Convention on the Rights of the Child, Nov. 20, 1989, 1577 U.N.T.S. 3.

州すべての人のためのスポーツ憲章」¹⁴²が、「すべての個人がスポーツに参加する権利をもつ」と宣言し(第1条)、1978年の国連教育科学文化機関(ユネスコ)の「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」¹⁴³も、「体育・スポーツの実践(practice)は、すべての人にとって基本的権利である」と宣言している(第1条)。これらの条約と決議を考慮するならば、社会権規約は、「文化的な活動」の一部として「するスポーツ」——少なくとも市民スポーツ——を権利として保障していると考えられるかもしれないのである。

日本国憲法は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障すべきこと、および、「公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」ことを規定している(第25条)。社会権規約を背景とするならば、日本国憲法は、「文化的な…生活」の一部として少なくとも市民スポーツを権利として保障していると考えられることができる。もっとも、社会権規約は、保障される「権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより…行動をとる」ことを当事国に要求するに止まる(第2条1項)。国は、さまざま政策分野のうち、「文化的な活動」の権利の保障をどれほど優先的な政策とするか、「文化的な活動」のうち芸術活動など他の活動に対して市民スポーツをどれほど優先的な政策とするかなどについて、大きな裁量権をもつのである。この裁量権を行使する際には、憲法の下で国が保障する義務を負うのが「最低限度の生活」に止まることも重要である。

(c) 「観るスポーツ」と経済活動・職業選択の自由

「観るスポーツ」に従事することを拒否する自由は保障されるべきである。オリンピック大会に「『観客』のひとりとして、私は何の興味も抱きえない。…そこに立ち現れる『選手』たちは、国策や商業主義で培養された、私たちとの距離が年々遠くなる存在なのだ」¹⁴⁴という自由は禁圧され

142 European Sport for All Charter (1975/76), available at https://www.europa.clio-online.de/Portals/_Europa/documents/B2016/Q_Scholl_Charter.pdf.

143 International Charter of Physical Education, Physical Activity and Sport, available at <http://unesdoc.unesco.org/images/0023/002354/235409e.pdf>.

144 筑紫哲也「世界政治劇場としてのオリンピック」アラン・トムリンソン、ギャリー・ファネル編、阿里浩平訳『ファイブ リング サーカス：オリン

るべきではない。それと同時に、スポーツ・エンターテインメントを「観る」自由も保障されなければならない。企業がスポーツ興業を提供することや、アスリートがパフォーマンスを職業としたり、観客がショーを消費したりすることも自由であるべきである。「観るスポーツ」を提供する「娯楽産業」¹⁴⁵は、市場に需要が存在すれば成立するものであり、公金に依存しないかぎり、その正当性が「遺産」の発生に依存することはない。当該産業が成長し、税収を増加させる見込みが高い場合には、当該産業の振興のために公金を支出することも、経済政策として正当性をもつかもされない。この点で、オリンピック大会については、IOC および海外企業が得る国内源泉所得に対する税の免除を IOC が要求していることに注意する必要がある¹⁴⁶。東京は 2020 年大会という興業についていわば一時的な租税回避地（タックス・ヘイヴン）になることを要求されるのである。また、都が、先に述べたロサンジェルス の例とは対照的に、大会期間の宿泊税を免除し、想定される約 5 億 5000 万円の税を放棄すると決定していることにも注意する必要がある¹⁴⁷。これらの措置は、税収を増加させる手段としての 2020 年大会の招致・ホストが限定的効果しかもたないものにする。むしろ、これらの措置は、税負担の公平という原則と抵触しないかどうか問題となるようなものである。

アスリートがスポーツ・エンターテインメント産業で生業に従事することはもちろん正当なことである。そのパフォーマンスは、「勤労の義務」（日本国憲法第 27 条 1 項）を果たす行為である。例えば、一般社団法人——公益社団法人ではない——日本実業団陸上競技連合は、一定の期限を付しているものの、マラソンで日本記録を樹立したアスリートに 1 億 500 万円

ピックの脱構築』(1984 年) 7, 16 頁。同 20-21 頁も参照（「私はもはやほとんど興味を失いかけている。もともと、国歌と国旗で個人の技を称揚するシステムそのものが気に入らない…気軽に夢を見ることができる、というスポーツの特性も、ここまできてしまうともはや無理となった。その意味で、人類はこのくらいの贅沢も購うことができないまでになり下がったといえるだろう」と慨嘆する）。

145 グルノー前掲論文（注 108）43 頁。この産業は「多国籍企業という現代世界における最も強大な私的帝国のための浸透力のある広告媒体」であるとも評される。キッド前掲論文（注 68）168 頁参照。

146 2018 年 8 月 18 日日本経済新聞参照。

147 2018 年 5 月 16 日読売新聞参照。

の賞金を授与する制度をもつことから、その獲得を生業とすることも可能である¹⁴⁸。

(d) 市民スポーツとエリート・スポーツとの関連

エリート・スポーツは、それを観たり、支えたりする市民が「するスポーツ」を開始する契機となるがゆえに、その振興は、市民スポーツ振興の手段として正当化されるかもしれない。しかし、このような正当化は困難である。第1に、市民スポーツの振興にとって、エリート・スポーツの振興が最も合理的な手段であるかどうかは疑問である。「するスポーツ」を開始する契機は、すでに、学校教育において十分提供されているはずだからである。例えば、「中学校学習指導要領」は、学習するべき事項として、「運動やスポーツには、行うこと、見ること、支えることなどの多様なかわり方があること」¹⁴⁹などを含めている。そして、「高等学校学習指導要領」は、「保健体育」の目標として「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる」べきものとしているのである¹⁵⁰。第2に、エリート・スポーツは、市民がスポーツを実践することなく、「観る」または「支える」だけで代償的満足(substitution)を得る原因になる可能性がある。「家の中で酒を飲みながら、ゴロンと横になってテレビを観るのもスポーツ権なのか?」という疑義について、スポーツ基本法の制定を推進した政治家は、「まあ、そんなのはどうでもいいけれど」と切り捨てる¹⁵¹。しかし、説得的に反証される必要がないほど、この問題が

148 当該賞金を得た例について、満園文博『『賞金1億円』の狙いとは』『現代スポーツ評論38』(2018年)145頁参照。2018年10月7日にも、当該賞金を得る2例目が出た。記録を段階的に向上させれば、賞金を繰り返し得ることが可能である。アスリートがそのような戦術をとり、それに成功した例として、ローボトム前掲書(注23)326頁参照。なお、この賞金には課税されるのに対して、JOCおよびJOCの加盟団体の提供する報奨金(例えば、金メダル1つあたり500万円)については、税が免除されている。所得税法第9条14号参照。

149 文部科学省「中学校学習指導要領」75頁。

150 文部科学省「高等学校学習指導要領」69頁参照。

151 遠藤前掲書(注129)84頁参照。この政治家は、「国を挙げてのオリンピック」となれば「東京オリンピック…なんていらぬ」という人「でも、興味をもってくれるんじゃないか」ともいう。同書147頁参照(強調佐藤)。これらの発言は、異なる意見をもつ者に対する徹底した無関心を表しているよう

「どうでもいい」ことであるとは考えられない。第 3 に、エリート・スポーツの優先は、競技力を唯一の価値とすることによって、「ヘタな人はやめざるを得ないという」抑圧機能を市民スポーツに及ぼし、「するスポーツ」から退出する人を増加させかねない¹⁵²。

強いアスリートの育成が、国民の体力づくりを牽引するという「強い信念」が表明されることがある。しかし、管見のかぎり、両者の因果関係を証明する知見は存在しない。少人数のアスリートの育成に成功したとしても、それだけのことであり、そのような政策が市民の欲求に応えるものである保証はない¹⁵³。そもそも、オリンピック大会の種目は、国際的な競技人口の多さなどを基準として決定されることから、名古屋による 1988 年大会の招致活動の際に指摘されたように、開催地で愛好者の多い種目のほとんどが大会種目ではないこともありうる¹⁵⁴。大会種目であることによって、市民が新たに当該スポーツを実践し始めることがないとはいえないとしても、施設を新設するための支出などを抑えつつ、多くの市民によるスポーツの実践を振興するべきであるという観点からは、費用に見合った効果をもつと考えることは困難である。

1964 年大会が市民スポーツに与えた効果として、「ママさんバレー」の発展が挙げられることがある¹⁵⁵。しかし、「ママさんバレー」がレジャーというより競技という性質を強め、その制度化が進められるなかで、バレーボール実践者の人口はそれほど増加しなかったといわれる。そして、大会が「するスポーツ」の人口を増やすというのは「神話」であり、その効果は「観る」人の増加だけであると指摘される¹⁵⁶。さらに、「ママさんバレー」が主婦の健康の増進に一定の効果があつたとしても、「日本の集団主義特有のしめつけをともなっていないか」という問題や、1964 年大会を開催しなくとも、学校教育によって同じことを実現することはできな

にみえる。

152 影山他編前掲書（注 68）5, 20 頁（岡崎執筆）参照。

153 同書 239 頁（野場とも子執筆）参照。同書 243 頁（加藤昌子執筆）も参照（選手強化政策は誰のためなのかと問う）。

154 同書 119-121 頁（影山健執筆）参照。

155 海老塚前掲論文（注 44）53-55 頁；上柿和生「東京オリンピックが遺したものの」杉山茂他編『オリンピックは社会に何を遺せるのか』（2016 年）103-104 頁参照。

156 影山他編前掲書（注 68）127 頁（影山執筆）参照。

かったかという問題は残る¹⁵⁷。

オリンピック大会の招致のみの効果であるかどうかは明らかにされていないものの、ロンドンで大会を開催することが決定された2005年と比べて、同地で大会が開催された2012年には、イギリスで定期的に身体を動かす人が100万人以上増加していたといわれる¹⁵⁸。しかし、その1年後には、29種目のスポーツのうち20種目で成人参加者が減少し、身体を動かす人の増加という目標が達成されたということではできないといわれる¹⁵⁹。

エリート・スポーツは、アスリートの健康を増進させるものであるとはかぎらない。むしろ、アスリートは、専門的な訓練の継続によって肉体が変則的に発達し、傷害を負ったり、障害を発症したりすることが少なくない。医師による適切な指導を受けることなく、サプリメントやドーピング規制対象物質などを摂取する場合には、さらに健康を害するリスクを負うことになる¹⁶⁰。例えば、若年層については、中央教育審議会が「過度な運動・スポーツによる運動器疾患・障害を抱える子どもも見られる状況にある」と注意を喚起している¹⁶¹。極端な例として、3・4歳でスポーツを開始した少女が「サーカスの芸人のごとく」技術を向上させるためにストレスと危険にさらされ、「筋肉・骨格の障害、麻痺、時には死というコストを払う者が一定の割合でつねに存在する」という指摘もある¹⁶²。また、大学運動部に所属する学生について、3年間に21.6%が何らかの運動器の傷害・障害を経験したといわれる。そのうち、54.6%は急性外傷であったものの、43.3%は慢性障害であった¹⁶³。アスリートは、運動器の傷害・障害

157 同書189-190頁(水田執筆)参照。

158 結城前掲書(注28)226頁参照。

159 ジンパリスト前掲書(注12)148-149頁参照。

160 アスリートは、「栄光を手に入れたい——言い換えれば、人々の要求に応えたい——という誘惑」を動機として、「競技能力を高めるために薬物で自分の身体を損ない、若死^{マツ}にの危険を冒している。古代ローマの剣闘士とどこが違うのだ?」と問われる。ローボトム前掲書(注23)362頁参照。

161 2008年1月17日中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取組を進めるための方策について」6頁参照。

162 ジェニファー・ハーグリーブス「フェミニズム」アラン・トムリンソン、ギャリー・ファネル編、阿里浩平訳『ファイブリング サーカス：オリンピックの脱構築』(1984年)116,137頁参照。

163 中村浩也「大学におけるスポーツ傷害の疫学的研究：アスレティックトレー

を経験することが多いのみならず、鎮痛目的などで医療用麻薬を常用し、その依存症になる例が多いとも指摘されている¹⁶⁴。これらに鑑みれば、皮肉なことながら、エリート・スポーツは、アスリートのスポーツ傷害・障害の事例を、市民プレイヤーのそれを予防したり、治療したりするための研究へと提供するものとしては、公益性をもつと考えることができなくはない。

(e) スポーツ産業の振興

日本は、1964 年大会に向けた選手強化のために 6 年間で 20 億円——同大会に出場した選手 1 人あたり約 565 万円、そして、同大会で獲得したメダル 1 つあたり約 7000 万円——の公金を支出した¹⁶⁵。2020 年大会を念頭に創設されたスポーツ庁も、予算の概算要求において、「子供の体力の向上に必要な経費」と「生涯スポーツ社会の実現に必要な経費」の合計よりも、「国際競技力の向上に必要な経費」と「国際競技力の向上のための科学研究推進等に必要な経費」の合計を 5 億円近く高く算定している。すなわち、「国民の健康を願ったスポーツ推進をないがしろにし、[2020 年大会への] 出場を目指す、ほんの一握りのアスリートのほうに多額の血税を投入する」ように算定しているのである¹⁶⁶。

エリート・スポーツへの公金の支出の増加が目的であり、スポーツ基本法の制定、スポーツ庁の設置、そして、2020 年大会の招致活動は、そのための手段であったとする発言がある。この発言は、まず、「スポーツの強化や振興にはおカネが必要なんだ。施設を造り、選手の活動を支え、いろんなランニングコスト（運営費）をサポートするためだ」¹⁶⁷とする。この発言は、もっぱらアスリートを念頭に置いており、市民プレイヤーはほとんど念頭に置いていない。つぎに、「行政改革が叫ばれるご時世、新た

ニング支援の可能性」『プール学院大学研究紀要』52 号（2012 年）227, 230, 232 頁参照。

164 東京大学先端科学技術研究センター「トップアスリートの知られざる困難：当事者研究から考える、2020 東京五輪熱狂への警鐘」（2018 年 8 月 22 日）、available at https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/articles/z0211_00019.html.

165 石坂前掲論文（注 1）117 頁参照。

166 岡邦行「大島謙吉の東京オリンピック」杉山茂他編『オリンピックは社会に何を遺せるのか』（2016 年）69, 79 頁参照。

167 遠藤前掲書（注 129）50-51 頁。

な組織をつくるには、スポーツに対する『国民の熱意』の高まりが必要だった。…招致活動は、スポーツ庁設置への起爆剤だった¹⁶⁸とする。スポーツ庁の設置こそが目的であり、招致活動はそのための手段に過ぎなかったというのである。そして、スポーツ基本法と2020年大会の招致活動との関係については、後者を成功させるために、前者が可能にした国の財政保証が必要であったとする。スポーツ基本法は、「国は…スポーツに関する施策を…実施する責務を有する」(第3条)、そして、「政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な…財政上…の措置…を講じなければならない」(第8条)としたうえで、「国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう…そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保…等に必要な特別の措置を講ずる」(第27条)としているのである¹⁶⁹。

そもそも、日本はエリート・スポーツの振興のために多大な公金を支出してきた。例えば、自衛隊法第24条4項および自衛隊法施行規則第49条に基づく防衛大臣の訓令によって設立された自衛隊体育学校がそのための制度である。同学校は、その3つの目的の1つとして、「オリンピック等国際級選手の育成」を掲げているのである。同学校の他の2つの目的、すなわち、「部隊等における体育指導者の育成」および「体育に関する調査研究」は、自衛隊の任務である「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛すること」および「公共の秩序の維持」(自衛隊法第3条1項)を達成する手段となることは明らかである¹⁷⁰。しかし、自衛隊員を戦士としてではなく選手として育成し、2020年大会で「11種目全てにおいてメダルの獲得、日本代表選手の輩出を目指[す]」¹⁷¹ことがなぜ自衛隊の機関の任務に含まれるのかは明らかではない。

合衆国政府は、オリンピック大会に出場することが見込まれるアスリートの強化に公金を支出していない。合衆国のスポーツ予算は、健康増進、

168 同書v頁。

169 同書vi-vii, 92-95頁参照(強調佐藤)。

170 自衛隊法第3条2項は「別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるもの」に自衛隊の任務を拡張しているが、「選手の育成」は別に法律で定める任務にも当たらない。

171 自衛隊体育学校「体育学校とは」、available at http://www.mod.go.jp/gsd/phy_s/pts02.html.

疾病予防、障害の改善などを目的としたスポーツの実践の促進など、市民への政策予算を意味しているのである。すでに高齢社会となった日本でも、アスリートの強化に公金を注ぎ込むよりも、例えば、生活習慣病を予防するための運動習慣をひろめるために公金を支出するべきであると考えられる¹⁷²。財源は一定であることから、エリート・スポーツのために公金を支出すれば、その分だけ市民スポーツのために支出できなくなる。実際に、市民が利用していた施設が大会のために失われたり、市民による使用が制限されたりすることによって、大会は市民スポーツを積極的に阻害する。例えば、2020 年大会のために、市民用の野球場が都内で 20 面失われるといわれる¹⁷³。そもそも、都のスポーツ関連予算は、1999 年度の 51 億円から 2006 年の 16 億円へと漸減されており、2000 年から 2006 年に都立施設の 39 か所が閉鎖され、2005 年度の社会体育施設の数は全都道府県のなかで下から 2 番目の 46 位となっていた。都は、「都民のためのスポーツ振興など眼中にない」のであり¹⁷⁴、大会の招致・ホストはこの政策を推し進めるものなのである。大会は、市民スポーツにとって、有益でも無害でもなく、「おおいに有害である」¹⁷⁵というべきものである。

なお、先に述べたように、2020 年大会基本方針は、大会を契機として「指導者」の養成を推進するものとしている。ここでいう「指導者」は、市民によるスポーツの実践として手近なスポーツ・クラブの指導者を指すわけではない。市民の安全に配慮しつつその健康を増進するためのスポーツ・運動を指導する者は、専門学校やそれぞれのスポーツ・クラブですでに養成されている。この基本方針で想定される「指導者」の候補者たちは、若年から競技に専念してきた結果として、スポーツ・エンタテイナーを引退した後に生業を得ることが困難な人々である。しかし、競技に従事し、成績をあげながら、引退した後に生業を得るための学習をおこなっている人々も存在する。例えば、柔道の実業団チームの監督が「柔道だけをやっていただけでは、その後の人生を生きられない。一般的な教養がなくて

172 小川前掲書（注 48）86-90 頁参照。

173 一ノ宮、グループ・K21 前掲書（注 15）84 頁参照。

174 一ノ宮美成、グループ・K21『黒い都知事 石原慎太郎』（2011 年）131-132 頁参照。

175 影山他編前掲書（注 68）2-3 頁（水田執筆）。同書 116, 123-125 頁（影山執筆）；同書 188-189 頁（水田執筆）も参照。

柔道の能力しかない者は、それは単に『柔道バカ』ですよ。柔道バカが柔道をやめてしまったら何になりますか。一般社会では相手にされませんよ」という認識の下、「徹底して勉強させる」例もあるのである¹⁷⁶。それにもかかわらず、国は、他の失業者にはおこなわない特別な支援を引退したアスリートにおこなうために、「指導者」という「セカンド・キャリア」を創造しようとする。それは、市場にほとんど存在しない、もっぱら競技力の向上を役割とする「指導者」への需要を創造しようとする公共事業である。スポーツ・エンターテインメント産業をこのように国策産業として特別に支援する政策に対しては賛否があると思われる。

(f) スポーツ文化の搾取

「するスポーツ」は、次元の高いものと低いものとに分類されることがある。例えば、散歩、ラジオ体操、ジョギング、ゴルフの練習場で「打ちっぱなしを試み」るなどの「身近な『運動』」は「スポーツならぬ」ものであり、「オリンピック種目にもなっているようなメジャーなスポーツ」を「クラブに所属して」おこなうことこそが「一次元上の話」であるといわれるのである¹⁷⁷。統括団体が存在し、当該団体が統一的な規則を制定し、当該規則に則った競技会が組織され、当該競技会を目指して集団でおこなわれる活動が「一次元上の」スポーツであり、このような構造を備えていないスポーツよりも優先されるべきものであるという主張である。しかし、スポーツの語源は、仕事から「切り離される (*desporter*)」という意味の言葉であった。スポーツは、もともと「競争を重視することによる結果主義」や、勝利のために身体を作り変えるような「おそろしくまじめなものとは、およそ無縁なものであった」¹⁷⁸。人間を仕事から解放するのがスポーツであるとすれば、オリンピック・スポーツは、プロ・アスリートの参加を認めたときから、スポーツではなくなった。また、オフィス・ワーカーなどが、記号の操作などの頭脳労働に専従するだけでなく、身体性を意識しながら「全人間的に」生きることを可能にするものがスポーツであるとすれば、専門化したアスリートが、專業化したサポー

176 深代千之、長田渚左『スポーツのできる子どもは勉強もできる』(2012年) 163, 165頁参照(柳沢久発言)。

177 藪田前掲論文(注132) 63-64頁参照。

178 影山他前掲書(注68) 102, 104-105, 107頁(山本執筆)。

ト・スタッフの支援を受けて参加するオリンピック・スポーツは、「全人間的に」生きることを可能にするどころか『『職業分化』の手本となっている』ことから、スポーツではなくなったといえる¹⁷⁹。

次に述べるように、アマチュアリズムの雰囲気の下で、オリンピック・スポーツと市民スポーツとは一体のものであり、前者は後者の頂点であるというスポーツ観が形成されてきた。オリンピック大会の報道は、管理された、勝利至上主義に基づく競技こそがスポーツであるとするイメージを強化し続けている¹⁸⁰。市民は、「産業人間化」された「病めるスポーツエリートたちのショーとスポーツの必要性を押しつけられている」¹⁸¹。アスリートの「産業人間化」という事実は、オリンピックのメダルの73%を経済力の上位10か国が獲得し、それを1つも獲得していない国が81か国もあることから、勝敗は国によるアスリートへの資本投下量次第であると推定されることに表れている¹⁸²。エリート・スポーツは、いまや、ハイ・テクノロジーの競争である¹⁸³。性能の高いトレーニング機器を使用したり、赤血球を増加させる血液ドーピングと同じ効果をもつが、資金をもつ者のみが可能な、酸素テントに入ったり、高地トレーニングをおこなったりすることは放置されている。これらの手段を放置しつつ、ドーピングのみをWADAの定義に従って規制することは論理的矛盾であるといわれる¹⁸⁴。スポーツにおいてどのような行為を自由競争に委ね、どのような行為を規制するかについて客観的な正解は存在しないかもしれない。しかし、いずれにしろ、オリンピック大会は、「オリンピック産業株式会社」¹⁸⁵であるIOCが私的経済活動として主催し、「産業人間化」されたアスリートが参加するものであることは確かである。

179 宮田前掲論文（注1）97-99頁参照。

180 影山他編前掲書（注68）131-143頁（影山執筆）参照。

181 同書57, 62-67頁（土井執筆）。オリンピック大会は「一部の特権のスポーツエリートたちの活動劇である」ともいわれる。同書80頁（土井執筆）。

182 同書66頁注7, 79（土井執筆）参照。

183 稲垣正浩「オリンピック・ムーブメントを審問する」杉山茂他編『オリンピックは社会に何を遺せるのか』（2016年）7, 9-10頁参照。

184 同論文13頁参照。

185 影山前掲書（注68）60頁（土井執筆）。IOCが株式会社ならば、取締役は株主に対して責任を負う。これに対して、IOCの会長、理事、委員などが、誰にどのような責任を負っているのかは問題となる。

オリンピック大会は、競技ごとに固有の発展を遂げてきたスポーツの文化を搾取していると批判される。例えば、スノーボードは、勝敗を過度に重視する近代スポーツの「結果志向」を否定しようとした「ニュー・レジャー運動」のなかで発明され、「規律へと身体を隷属させるのではなく、楽しみや快楽の追求に身体を駆使していくひとつのライフスタイル」として発展してきた。また、それは、スノーボーダーと協働して器具を改良し、かれらのツアーを支援してきたスノーボード企業をその一部として発展してきた。これに対して、IOCは、スノーボードをオリンピック大会の種目に取り込んだ際に、その規則の制定と参加者の選考をスノーボーダーの団体ではなく国際スキー連盟(FIS)に委ね、スノーボードを1つの形式の行為について点数を競う競技にしてしまい、「アクションスポーツが築きあげてきた自発的創造性」を失わせ、近代スポーツへと回収した。また、IOCなどとスポンサー契約を締結しないスノーボード企業を大会から排除し、代わりにスノーボード文化と関係のないスポンサー企業との協力をスノーボーダーに強制した。このような、IOCによるスポーツ文化の画一化と、その利権構造への取り込みが批判されているのである¹⁸⁶。同じ批判は、新しいスポーツとの関係だけではなく、伝統的なレクリエーションとの関係でも指摘されている。例えば、北部カナダの先住民は、カナダ政府による近代スポーツの奨励が土着的なレクリエーションを犠牲にしていることを強く批判している¹⁸⁷。

市民スポーツの可能性は、競技化のための画一化を前提とする産業化(「囲い込み」)に対して、多様性のある「遊び」を創り出し、発展させることにあると指摘される¹⁸⁸。スポーツ産業の提供する他律的な「コードを通じて『満足』を所有するのではなく、自分で為すことによって『満足』を創造しようとする」ところに、自由なスポーツがありうるといわれるのである¹⁸⁹。スノーボードはこのようなスポーツたることを標榜するものであった。他にもさまざまなスポーツが創造されており、例えば、ライフ

186 山本前掲論文(注47)239-241頁参照。テリエ・ハーコンセン、山本敦久訳「なぜ僕がいまだにオリンピックを憎んでいるのか」小笠原博毅、山本敦久編『反東京オリンピック宣言』(2016年)244-248頁も参照。

187 キッド前掲論文(注68)170頁参照。

188 影山他編(注68)59頁(岡崎執筆)参照。

189 同書70-74頁(土井執筆)参照。

セーヴァーの日常的トレーニングをゲーム化したウォーター・ロック・ラグビーもその1つである¹⁹⁰。オリンピック運動がそのような自発的な活動を阻害するならば、「スポーツを大事にしたいのなら、オリンピックを廃止すべきだ」¹⁹¹というしかなくなる。

(g) アマチュア・アスリートとプロ・アスリート

オリンピック大会はもともと、アマチュアであることを参加資格としていた。このような大会は、市民スポーツの競技大会の延長にあるということが出来るかもしれない。すなわち、スポーツとは異なる生業をもち、その生業を通して勤労の義務や納税の義務（日本国憲法第30条）を果たす市民が、生業とは切り離されたレクリエーションとしておこなうスポーツの高度な大会であるということである。かつて、IOCのブランデー会長は、「オリンピック大会がプロで身を立てるためのいやしい踏み台になることを絶対に許してはならない。…アマチュアリズムの中にあるものは、騎士道の精神、競技者に対する尊敬、徹底したフェアプレーと、すぐれたスポーツマンシップといった精神的価値である」¹⁹²としていた。ブランデーは、「刻苦勉励で大学生活とスポーツを両立させ、卒業後は職業生活とスポーツも両立させていた…自身の生き方に強烈な自負を抱いて[おり、]プロスポーツというものを嫌悪していた」¹⁹³のである。

しかし、オリンピック大会の参加者として、実質的にスポーツを生業とする者が増加するなかで、オリンピック憲章も、ブランデーの会長退任後の1974年に、アマチュアという用語を公式に削除した。たしかに、「プロで身を立てる」ことはいやしいことではない。ブランデーは、一方で、プロ・アスリートを「芸人」と呼び、「公衆の娯楽のために訓練されたアザラシの一団」のようなものと揶揄したことがあるものの、他方で、プロ・アスリートのパフォーマンスを、「いわば芸能興業の一部——しかもちゃんとした正当なエンターテインメントである」とも述べている¹⁹⁴。オ

190 「ウォーター・ロック・ラグビーとは」、available at <http://besun.sub.jp/index.html>.

191 ジェニングス前掲書（注9）420頁（国際漕艇連盟会長の言葉として紹介する）。

192 影山他編前掲書（注68）48頁（岡崎執筆）。

193 小川前掲書（注11）102-103頁。

オリンピック大会がプロ・アスリートのショーになることは何らいやしいことではない。唯一の問題は、オリンピック大会の実態がプロ・アスリートによる興業であるにもかかわらず、アマチュアの雰囲気を残したアスリートの祭典として宣伝されていることである¹⁹⁵。それは、幻想であるにもかかわらず、アマチュアという記号で、大会の観客がその参加者と自己同一化するように導き、また、公金の支出を正当化させるのである。

(h) 「商業化」と「商業主義」

オリンピック大会は、現在では、エリート・スポーツの振興を最優先の目的にしているということですら困難であるかもしれない。例えば、1988年大会や2008年大会の際に、IOC、IF および組織委員会は、アスリートのパフォーマンスが最高になることよりも、そのテレビ中継を観る合衆国の視聴者の便宜に適い、ショーを「テレジェニック」なものとすることを優先し、前者の観点から望ましい現地時間の午後ではなく、後者の観点から望ましい午前に決勝などを設定した。それゆえ、大会は「商業化」されているだけではなく、その目的が転倒された「商業主義」に陥ったといわれる¹⁹⁶。「商業路線」をとる大会は、『『やればもうかるオリンピック』から『もうけるためにやるオリンピック』に変質した』¹⁹⁷といわれる。

もっとも、エリート・スポーツとはプロ・スポーツのことであると考えれば、大会が「商業主義」に陥ったという事実は、エリート・スポーツの振興と矛盾しない。その場合には、「競技者たちは [IOC という多国籍企業が利用する「広告媒体」のために] 大義名分を提供するものにすぎない」¹⁹⁸ということとはできない。プロ・アスリートは、IOC に搾取される受動的な存在ではなく、みずからの「広告媒体」として大会を利用する能動的な主体でありうるからである。大会の目的は、いまや、IOC とプロ・アスリートの両者の収益を最大化することへと変化している。その事実を直視すれば、合衆国におけるテレビ中継の視聴率が向上し、両者の収益を増加させるかぎり、「アスリート・ファースト」の観点からも、「商業路

194 ミラー前掲書 (注4) 56-57 頁参照。

195 本間前掲書 (注8) 87 頁参照。

196 小川前掲書 (注11) 146-149, 154, 165-173 頁参照。

197 影山他編前掲書 (注68) 234 頁 (野場執筆)。

198 キッド前掲論文 (注68) 168 頁。

線」は合理的な路線である。

オリンピック運動は、その是非はともかくとして、当初の理念とはまったく異なる運動に変質している。近代オリンピックの提唱者であるクーベルタンの又甥は、クーベルタンが現代に蘇ったとしたら、「教育的価値が少ないと言って、五輪廃止に動くかも知れない」¹⁹⁹としている。クーベルタン自身が、早くも 1906 年に、「現在は、組織の浄化が必要となっている。スポーツとは無縁のイベントが幅を利かせ、関係者は、つまらない虚栄心にとらわれすぎている」²⁰⁰と指摘していた。クーベルタンは、また、第 1 次世界大戦の際に志願し、従軍した後の 1929 年 3 月 6 日の講演でも、百年後に生まれ変わることがあれば、「わたしは、現在のわたしが築き上げておいたものを打ち壊すことに努力を傾けるだろう」²⁰¹としている。オリンピック運動は、その実態が妥当なものであるかどうかを不断に検証され続けられるべきものであり、その価値を自明視することはできないものなのである。

(i) スポーツと日本社会

「観るスポーツ」は、歴史的には、統治者が大衆を操作したり、動員したりする手段として危険視されてきた。ローマ帝国の皇帝たちはローマ市民に「パンと戦車競技 (*panem et circenses*)」²⁰²を提供し、その公民としての能力と自覚を奪ったといわれる。近代オリンピックのなかでも、とりわけ、ベルリンで開催された 1936 年夏季大会は、ナチスによって、「アーリア人」の優秀さを印象づけ、みずからへの支持を煽る手段になったことが知られる²⁰³。そして、2020 年大会については、日本の政治家が「国民総

199 結城前掲書 (注 52) iii 頁。

200 ジェニングス前掲書 (注 9) 411 頁。

201 鈴木良徳「クーベルタン断章」『花絆』6号 (1982年) A, C 頁。

202 ユウェナーリス、藤井昇訳『サトゥラエ：風刺詩』(1995年) 226 頁 (「かつて王権を、(要職の象徴たる) 束棒を、軍団を、一切を、賦与していた(主権者たる) 民衆はいまや自制し、そればかりか、つぎの 2 つのことだけに執念を燃やしている——(つまり) パンと戦車競技だ!」)。

203 1936 年大会について、一般的に、リチャード・マンデル、田島直人訳『ナチ・オリンピック』(1976年) 参照。なお、ヒトラーは、スポーツについて、「若い健全な少年はまず第 1 になぐられるのにたえることを学ぶべきである。スポーツは…不公正にもたえるように鍛え、教えるべきである」としている。

参加のオリンピック・パラリンピック。今の日本にはこれが必要なのだ²⁰⁴という状況である。大会ボランティア募集要項案は、大会ボランティアの人々に期待される役割として、「大会の雰囲気醸成する」ことを挙げている²⁰⁵。「有権者からサーカスは要らないからもっとパンがほしいと言われたとき、政治家たちは目を覚ますことを迫られるだろう」といわれる²⁰⁶。実際に、1996年大会の招致活動をおこなっていたトロントでは、住宅供給や福祉に向けられるべき予算を大会に使用するという計画に対して、「サーカスではなくパンを」という標語の下に反対運動が起きている²⁰⁷。このような先例に照らして、2020年大会の招致・ホストの際に、日本の有権者が大会を正当化する宣伝を相対化して判断を下し、社会的な同調圧力に抵抗して行動する勇気をもちえたか、もちえるかは1つの問題である。この点で、想起されるのは、「自分自身のことを聞かれている時に、周りの様子をうかがっている人はスポーツマンとは呼べない」²⁰⁸という指摘である。もっとも、このことを過度に強調することはできない。1998年の長野大会の招致・ホストに反対する人に対しては、殺人の強迫があったとする証言があるからである²⁰⁹。

(6) 社会変革

オリンピック大会に残された最後の正当化の試みは、それが社会変革の契機になるというものである²¹⁰。例えば、近年の大会のホスト国は、大会の目的として「尊重、多様性、寛容および公正という価値について人々を

アドルフ・ヒットラー、平野一郎、将積茂訳『わが闘争(下)』(1973)64頁参照。この考え方は、体罰のはびこる日本のスポーツ界でもみられるものであると思われる。

204 遠藤前掲書(注129)x頁(強調佐藤)。

205 本間前掲書(注8)20頁参照(強調佐藤)。

206 ジンパリスト前掲書(注12)179頁参照。

207 ジェニングス前掲書(注9)190頁参照。

208 広瀬前掲書(注58)36,54-55頁(「みんながやっているから」という言い訳を認めないことが重要であるとも主張する)。

209 ジェニングス前掲書(注9)221頁参照。

210 フィル・コーエン、小美濃彰、友常勉訳「ありがとう、でももう結構：オリンピック協約の贈与と負債」小笠原博毅、山本敦久編『反東京オリンピック宣言』(2016年)162,197頁参照。

教育する機会」とすること、ならびに、「あらゆる形態の差別と闘い、あらゆる人々が参加しうる社会を促進するための手段」とすることを挙げている²¹¹。2015年8月25日の「東京都人権施策推進指針：誰もが幸せを実感できる『世界一の都市・東京』を目指して」も、2020年大会が「人権尊重の理念が浸透した社会を実現するための起爆剤と」なるよう取り組むものとしている²¹²。

かりに、2020年大会を「起爆剤」としなければ「人権尊重の理念が浸透した社会を実現する」ことが困難であるまたは迅速になしえないとすれば、それは恥じ入るべきことであろう²¹³。後に述べるように、欧米においては、性的指向を理由としてLGBが人権を十分享有されえない状況の改革は、オリンピック大会を「起爆剤」としなくても、国内裁判所、人権条約履行確保機関による見解、そして国際裁判所——欧州の場合には欧州人権裁判所（ECHR）——の判決の積み重ねや、立法府の政治エリートのリーダーシップによって、漸進的に達成されてきた。例えば、ポルトガルにおいては、婚姻を同性カップルにも認める法律の制定が国民から広く支持されていたわけではなく、かつ、立法が成立した後に当該法律に対する不支持率が増えたにもかかわらず——ただし、暴力的な反動はなかった——、裁判所が憲法はそのような立法を禁止していないとする判決を下したことを受けて、議員たちはそのような法律を制定したのである²¹⁴。

社会変革を進めるために、日常的におこなわれる冷静な熟議では十分でなく、メガ・イベントによる集団的熱狂と、国際的なイメージ戦略上の必要性という外圧が必要であるとすれば、日本社会の成熟度に疑念が起こ

211 建石沢前掲共同声明（注64）148頁参照。後に述べるように、オリンピック大会の直前にLGBに差別的な法律を制定したロシアがこの声明に名を連ねていることは、この声明の真摯さに疑問を抱かせる。

212 東京都「東京都人権施策推進指針：誰もが幸せを実感できる『世界一の都市・東京』を目指して」36頁参照。

213 政府は、メガ・イベントによる圧力がなくても適切な政策を策定し、実施する責任を負っている。ジンパリスト前掲書（注12）76頁参照。

214 See Angioletta Sperti, *Constitutional Courts, Gay Rights and Sexual Orientation Equality* (2017), pp. 89-92. これとは対照的に、スロベニアでは、婚姻を同性カップルにも認める法案を議会が可決した後に、国民投票でその制定が否決されている。渡邊泰彦「同性カップルによる婚姻から家族形成へ」『法律時報』88巻5号73, 75頁参照。

る。オリンピック大会のような想像力の貧弱なイベントを契機としてしか社会のありかたを描き出せないとすれば、それは不毛というよりも危険なことである。それは、巨大な開発を正当化し、それに関する思考停止を強いるイデオロギー的な力をもちうるからである²¹⁵。このような社会で公金を支出するとすれば、その目的は社会の成熟度を上げるためであるべきであろう。2016年と2020年の大会の招致への支持率を上昇させるための宣伝に支出された公金と同規模の公金を支出すれば、大会を開催しなくても、婚姻を同性カップルに開放するなどの、人権尊重の促進に対する支持率を大幅に上昇させる可能性があったと考えられる。もっとも、その可能性があまり高くなく、社会変革を推し進めるために大会が有益であるとするれば、こと日本においては、欧米社会には存在しえない公益性を大会の招致・ホストがもちうるといえるかもしれない。もちろん、最終的には、大会に支出された公金に見合う社会変革が達成されてはじめて、大会の招致・ホストが正当化されることになることはいうまでもない。

なお、広い意味で社会変革ということもできる目的として、「日本のスポーツのトップ選手たちに世界の舞台で活躍してもらって、日本全国の人々に自信を取り戻してもらいたい」²¹⁶ということが挙げられることがある。「自信を失いかけてきた日本」という認識は、2020年大会基本方針においても表明されている²¹⁷。しかし、日本全国の人々が自信を失いかけているという根拠は何か、ここでいう「自信」とは何についての自信なのかが問題となる。少なくともスポーツ界では、1980年代以前よりも1990年代以降に、日本人アスリートが「国際競争の中で、結果を出し始めた」と指摘されている²¹⁸。失われた自信が政治や経済についてのものであるならば、なぜスポーツ——しかも、興業スポーツ——におけるトップ・アスリートの活躍が、政治や経済についての自信を回復させうるのか、そのような自信は実体をともなわない幻想なのではないか、と問われるべきである。

215 町村敬志「メガ・イベントと都市空間：第2ラウンドの『東京オリンピック』の歴史的意味を考える」『スポーツ社会学研究』15号（2007年）3, 13頁参照。

216 遠藤前掲書（注129）56頁。

217 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」1頁参照。

218 小川前掲書（注48）31-34頁参照。